

午前九時〇〇分開議

○議長（鈴木基次君） おはようございます。ただいまの出席議員数は10人です。定数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

報告します。議会運営委員会田渕委員長から、発委第1号 美浜町議会委員会条例の一部を改正する条例が提出されています。お手元配付のとおりです。後日日程に上げ、審議願います。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第10号 美浜町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（上田収司君） おはようございます。

議案第10号 美浜町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について細部説明を申し上げます。

本条例につきましては、第3次地方分権一括法により介護保険法が改正されたことを受け、地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準が、これまで厚生省令で定められていたものが条例で定めるよう委任されることになりましたので、美浜町地域包括支援センターの職員の人員基準等について定めるものでございます。

第1条、第2条は、本条例の趣旨、定義についてでございます。

第3条は、基本方針についての定めでございます。被保険者が可能な限り住みなれた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならないこととございます。地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえ、適切、公正、かつ中立に運営すること等の規定でございます。

第4条は、職員の配置でございます。地域包括支援センターの職員として保健師1名、社会福祉士1名、主任ケアマネジャー1名の3名体制を基本とし、第5項では、町長は包括的支援事業を円滑に実施するため、専門的知識を有する職員を相当数置くものとするという規定でございます。

附則として、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。中西議員。

○10番（中西満寿美君） 2点お伺いします。

1つは、第3条の2にあります地域包括支援センター運営協議会というものは一体どういうふうなものかということと、2点目に、地域包括支援センターの人数というんですか、それが第1号保険者の数で見ますと、本町の平成26年の第1号保険者の数は2,449人とありますので、この第4条の2の（3）に当たるんでしょうかということ。そして、5に相当数置くとありますので、一体どのくらいの数が必要になってくるのかということをお伺いします。

○議長（鈴木基次君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田端進司君） 中西議員にお答えいたします。

まず、第1点目の地域包括支援センター運営協議会というものですけれども、これは医療関係の代表者、それから事業所の関係者、それから学識経験者、それから町の代表というようなことで、具体的に言いますと、お医者さん、そして事業所、特養とかプラトンの代表者の方、それから地区長、自治会長、民生委員の代表者の方、そういった方で構成しております。それで、その中では地域包括支援センターの活動状況等を報告して、それに伴いまして皆さん方の意見を伺うと、そういうふうな内容でございます。

それから、美浜町の場合、地域包括支援センターは、議員ご指摘のように、第4条2項の3番目の2，000人以上3，000人未満ということで、基本的には保健師1名、社会福祉士1名、主任介護支援専門員1名ということですが、2番と3番の社会福祉士と主任介護支援専門員、これは兼務でもいけるということで、この条例上はそういうふうになっております。現在では、保健師と社会福祉士、主任ケアマネ、この方1人で兼務されているということになっております。

それから、相当数ということで、この間の一般質問のときにもちょっと言いましたけれども、基本的には保健師1名、社会福祉士1名、主任介護支援専門員1名、これは必置体制で行いたいと、そのように思っております。

それから、29年度総合事業等、そういうことを踏まえますと、認知症推進とか認知症初期支援員とか生活コーディネーター、それから事務云々というようなことを踏まえまして、それを今後どのようにするかというふうな問題にも、かなり人数的にも違ってくると思いますけれども、そこら独立してというんか、そういうふうな格好でする場合と、今のような課の設置状況でいくのではかなり体制が違ってくると思います。だから、そこらも踏まえて今後準備をしていかなければならないと思いますけれども、基本的には地域包括センターということで、高齢者の介護予防等を踏まえたら、介護保険と一体となった格好で集中的に取り組んでいくのが一番ベターというかベストというか、いい方向に持っていけるのではないかと考えております。ただ、そういったもろもろの事務等を考えますと、さっき言いました専門的な分野と、それに事務方2名から3名、そういうものを合わせますと相当数というんか、8名からそこら、現時点では何とも言えませんけれども、それぐらいの人員が必要になってくるのではというふうに思っております。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 中西議員。

○10番（中西満寿美君） 地域包括支援センターの運営協議会というのは、第6期の策定委員と重なっていることはないんですか。それとも、センターの運営協議会というのは大体年に1回ぐらい開くんでしょうか。人数と、それから策定委員と同じようになってるんかということと、どのぐらいの頻度で開かれるんかということ。

それから、今、具体的な数として、私の一般質問にもたしか7名とかいうような数を答

弁されたかと思うんですけれども、そうしますと、この27年、28年、29年に完全に移行するという事ですから、この2年間に相当大きな役場の組織改革といいますか、そういうふうなことも必要になってくるかと思うんですが、そのあたりも検討をしているということで、スムーズに、この条例を定めた目的は、とにかくできるだけ地域で生活できるように、高齢者が。そういうことを実現できるようにしていかなあかんと思いますので、そのあたりは、これは質問ではないんですけれども、ぜひ十分な準備を、期間が2年もないですね。そういうことですのでお願いしたいということで、1番のことだけお答えください。

○議長（鈴木基次君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田端進司君） はい、お答えします。

第6期介護保険策定委員会というものは別物です。これは大体構成的には似ているんですけれども、まず介護保険の場合は一般の方からの公募も行いました。それで、公募はしたんですけれども、実際応募がなかったということで、それはもう外しております。

そのほかについては、大体、学識経験者、それから医療関係者、福祉関係者、それからちょっと違うのは事業所の方も入ってくれております。さっき言うたような医療関係というようなことではなくて、地域の介護施設の関係者の方、違う面はそういった方と、それから被保険者代表ということで、実際に言いますとシニアエクササイズサークルというような活動している方も入ってくれております。そのあたりが若干運営協議会との構成が違うところになっております。

それから頻度ですけれども、これは26年度、年に1回開いております。今後についてはもうちょっと意見を聞いたりとかする場合もあるかもわかりませんが、最低1回はしていくというようなことでございます。

それから、組織云々ということにつきましては、私はこういう国からの理想云々というような部分、これがベターではないんかということですので、そこらあたり機構改革等につきましても、私からどうこうというのはちょっとあれなんで。先ほど、どう思っていますかというようなことで、それぐらいは必要ですというようなことですので、よろしくご理解をお願いします。

○議長（鈴木基次君） ほかにありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は挙手によって行います。

本件、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、議案第10号 美浜町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第11号 美浜町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（上田収司君） 議案第11号 美浜町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について細部説明を申し上げます。

本条例も、前条例と同様、第3次地方分権一括法により介護保険法が改正されたことを受けまして、指定介護予防支援等事業所、いわゆる要支援認定の方に対する予防のケアプランを作成する事業所の人員や運営に関する基準が、これまで厚生省令で定められていたものが条例で定めるよう委任されることになりましたので、人員及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めるため、本条例を定めるものでございます。

第1条、第2条は、本条例の趣旨、定義についてでございます。

第3条は、人員基準や運営の基準でございますが、厚生省令で事細かく規定されているものを全て条例に定め切れないことから、厚生省令そのものの、今後も随時改正されていきますので、その政令に定める基準をもって美浜町の基準とする旨を定めるものでございます。

第4条から第6条については、厚生省令に特段の定めがない事項について、県の指定の例を参考にいたしまして追加した条文でございます。

附則として、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。中西議員。

○10番（中西満寿美君） 何回もすみません。もっとわかりやすくということで、指定介護予防支援等の事業って、事業所、例えばどんなどころがあるんかというのを、これをわかるために示していただきたいと思います。

それから、省令に定めてあるんで、具体的にはもうそこに任すということ、例えばどんなどころがあるんかというようなこと、代表的なものでいいですけれども、その2点を教えていただきたいと思います。

○議長（鈴木基次君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田端進司君） これ、わかりにくい表現で紛らわしいと思いますけれども、簡単に言えば地域包括支援センター、議案第10号、これのことでございます。だか

ら、大きな町なんかやったら委託の事業所みたいなところもやっている場合もあるんで、そういった場合は暴力団関係者でないようにとか、そういううたっていますけれども、美浜町の場合、地域包括支援センターのことですので、2点目云々、省令で云々ということ、そういうことなんで、ご理解をお願いします。

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、議案第11号 美浜町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第12号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（上田収司君） 議案第12号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例について細部説明を申し上げます。

本条例改正は、介護保険法の改正により、第6期介護保険事業の見直しを図るとともに、保険料の改定を行うものでございます。

なお、お手元に新旧対照表と改正概要をお届けいたしておりますので、ご参照いただきたいと存じます。

以下、条文に沿って細部説明を申し上げます。

第1条の3、第1条の4は、条文の整理でございます。

第2条は、第6期、平成27年度から平成29年度までの保険料率の改正を行うものでございます。なお、今回は、以前の6段階から新たに3段階を追加し、9段階にするものでございます。

第3条は、納期の変更を行うもので、第5期の納期を12月31日から同28日に変更するものでございます。

第4条第3項、第8条、第10条は、条文の整理でございます。

第11条は、見出しの追加を行うものでございます。

第15条第2項は、条文の整理でございます。

次に、附則でございますが、介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置でございます。体制整備の必要性等に鑑み、円滑な事業実施を図るため、その実施時期を平

成29年4月1日まで先送りするものでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 先ほどの地域包括支援センターのところでも質問しようかなと思っていて、やっぱりここが本命やと思って待っていたんですけども、この中の第6条、今、詳細説明ございましたように経過措置がございます。29年3月31日までの間には行わず、その翌日から行うものとするという、いわゆるこの間に準備しなさいよということですよ、簡単に言えば。先ほど地域包括支援センターので課長のほうから、今後どのようにするかということについてと中西議員が言われて、お願いしますという同僚議員の話でしたけれども、どれくらいの人数なり必要かというたら7名ぐらい必要かなと思いますという課長のお答えで、現場の一番詳しい方の考え方というか感覚だと思います。

しかし、そこから話、課長が言っておられましたように、立場からすれば、私のほうからは答えられません、機構改革なり何なりということ望むということです。となりますと、このことについて、ただ、こういう条例定めますよというよりも、きちっとこんなにするんやという準備する内容というものがなかったら、この条例だけ出して、はい、賛成してくださいでは、我々、余りにも無責任だと思うんです。そこら辺について、今後この2年間の間にどのようなことをするかということについてお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 田淵議員にお答えいたします。

前段でございますが、私自身なかなかまだ勉強不足ということをお話させていただいた中でございますが、この地域包括支援センターで、先般でございますが、担当課長のほうからご答弁をさせていただきましたが、やはり人数的な関係も出てまいります。まだきちとした形では協議をしていないんですけれども、一つの方法論といたしましたらば、やはり1つの課もしくは室というような形も一つの方法ではなかろうかなと思えます。やはりこういった形で、こちらのほうの受け入れ側の職員の対応、そしてまたこちらに来られる人たちのことも勘案しながら、今後でございますが、担当課と前向きに話を進めていきたいと、このように思えます。

○議長（鈴木基次君） 田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 1つ町長のほうから、最低、室、新しい課、これが必要やろうということがございました。それは一つの意味のあらわれとして、ただただ検討するじゃない、そここのところがありがたいご答弁だと認識しております。

そこで、もう少し突っ込んでお伺いしたい。もう皆さんもよくご存じだと思いますけれども、これ御坊のコピーなんですけれども、実際問題、これ振り返ってみたら、御坊が「オレンジ・チャレンジ元年」と名づけて紀州新聞のトップ記事になってくるぐらい。これは、ただただどうするんだというだけに、町長の立場としてもこれ大変なことやと思うんやで。

そやから、僕、一般質問の中で、少ない人数でやっていきます、そんな無理と私言うたん。これ1つ考えても、7名の方を今の課の中から新しく選抜してきたら、今度こっちのほうがとてもやないけど回らんようになってくるわの。

そういうことからしてみたら、職員を新たに何人雇うんやとか、こんなことするんやということは、不勉強やと言われたけれども、御坊がここまで言うてる。全員協議会の中でこれこうしますということまで、オレンジ元年ということまで付け加えて言うてくれるんや。それで、我々、条例通して、これからぼつぼつ考えるって。課か室つくらないかなだけじゃなしに、もうちょっと突っ込んで、町長なり、何やったら副町長の回答でもええし、もしそれがあかんのなら、もういっそのこと課長の思うように言うてみい、それにするさかいというんでもええさかいに。一回、もう一歩二歩突っ込んで言わなんたら、片方の町がここまでやってるのに、うちとこはこれからですって、それじゃちょっと、課、室つくる程度のことでは我々余りにも住民に対して無責任やと思うんで、もう少し一歩二歩進んでお答えください。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 田渕議員にお答えいたします。

私も、これオレンジ・チャレンジ元年ということでございますよね。紀州新聞ということで読ませていただきました。市のほうではこういった形で、議会のほうで決議等々ということで、認知症って、本当に少子高齢化の中で大きな課題、問題であろうかと思えます。ただ、田渕議員、一歩二歩もう少し前向きにというような形でご質問あったかと思うんですけれども、あくまでもこれに関しましては担当課と、今後でございますが、先ほど私自身ご答弁させていただきましたとおり、課もしくは室ということも1つあり得るのではなからうかなということで、検討してまいりたいということでご理解を賜りたいと、このように思います。

○議長（鈴木基次君） 田渕議員。

○9番（田渕勝平君） 3回目になるんで、これで。よく理解させてもらいます。

そこで、この条例に従いますと、29年3月31日までの間には行わず、その翌日から行くと。実際、活動はそうなるんでしょう。ということは、1つ裏返して見たら、29年3月31日までにつくればええと、そういうことになるかと思うんやけれども、そうは次の日からころっと変わるようにいかん。ある程度、課設置条例とかというようなものも変えていかないかん。そんなことからしてみたら、おおよそというより、この形でいくんやという結論は、我々の前には何月の幾日ごろ、幾日まで言わいでもええですけども、何年の何月ごろにはお示しできると思いますという、その明確なタイムリミットというか、そこら辺をきちんとお教えいただきたい。これ3回目なんで、これで終わります。

そんなに難しく時間とるんやったら、なんやで、休憩とつてもええんやで。

○議長（鈴木基次君） ちょっと休憩。しばらく休憩します。

40分再開します。

午前九時二十九分休憩

午前九時四〇分再開

○議長（鈴木基次君） 再開します。

町長。

○町長（森下誠史君） 田淵議員にお答えいたします。

いつですか、何月ですか、何日ですかということですが、きちっとした形でここでご答弁というのはちょっとあれなんですけれども、大枠、大まかでございますが、この方向づけということで関しましたらば、平成27年度を、大まかでございますが、めどに今後取り組んでまいりたいなど、このように思いまして、そして28年度が一応、今のスケジュールといたしましたらば準備期間というような形でやっていきたいなど、このように思います。

○議長（鈴木基次君） 中西議員。

○10番（中西満寿美君） それでは、細かい保険料のことで質問します。

保険料は、全員協議会でこれを説明していただいたときに月額100円上がるんだからということで、100円だったらええなど。第4期から5期のときには物すごい大幅な値上げがあったんで、100円ぐらいだったらええなど思っていたんですが、ところが、ちょっとよく見ますと、これ第6期の計画の74ページに表があるんですが、この表を見ますと、例えばこれはこの条例の中にもあるんですけれども、第2段階は同条第2号中34, 320円を52, 320円に改めると、このようになっております。そうしますと、これは5期の24年から27年3月までの3年間の介護保険料なんですけれども、これは第1段階では34, 320円で、第2段階も34, 320円と、そういうふうになっているんですが、それが今回では52, 320円と、月額1, 500円ぐらい上がるん違うのかなと思ったんです。

この前の説明では、9段階に分けてまして、所得の多い人は上がるんやけれども、所得の低い人はこれは少なくなるんやということで、そうかな、それはよかったなど思ったんですけれども、実際のこの数字を見ても、なかなかそうはなっていないような気がするんですが。それから、この74ページの表では、第1段階31, 320円とあるんですが、第1号中の34, 320円を34, 920円という、この34, 920円という数字がこの表には出てないんですが、どういうふうに見たらええんかということ、細かいところなんですけれども。

それから、段階によって減るところもありますけれども、なぜこの2段階がこんなに極端に上がっているのかということ、それを教えていただきたいと思うんですが、この2段階は、平成29年度には消費税が10%になるということで34, 920円と、相当差があることになりますけれども、一旦この27年、28年で相当上がると。この第2段階というのは、世帯全員が町民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得額の合計が800

千円を超え1,200千円以下の者って、そんなに所得が多いとは考えられないので、こら辺はどうなっているんでしょうかということをお聞きします。

○議長（鈴木基次君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田端進司君） 中西議員にお答えします。

これ、前のいわゆる1段階、2段階という段階が、第6期では新しい1段階に変わったわけです。それで、前の第3段階、これが新しい第2段階と第3段階に変わったわけです。だから、前の2段階の方が新しい2段階と同じって比べたらかなり上がったということになるんですけども、この介護保険事業計画、72ページ、これで見てもらったら、前の第1段階で移転後、第2段階で移転後というのが新しくなった第1段階に変わっているので、実質、前の第1段階の方は同じですよ、それで200円上がったですよ、そういうふうに見てください。それで、第3段階につきましては、前は基準額の0.75だったんですけども、それが新しく第2段階、第3段階に変わったということで、これ同じ0.75になっているんですけども、そんなに変わったと。そういうふうに、前の段階から次の段階、同じ段階だったらかなり上がったなということなんですけれども、それを細分化しているんで、そこらの分類によってそうなったということで、そこはご理解していただきたいということです。それで、これは年額ですので、今回は一応現時点では第1段階の方については0.5ということなんですけれども、低所得者の軽減ということで6月でまた改正というふうになって、第1段階の方については0.45になると、そういうふうになっております。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 中西議員。

○10番（中西満寿美君） 9段階にしたので変わったということで、わかりました。

そやけど、74ページの表にある31,320円というお金は、これはその条例のところに31,320円というお金はないんですが、これはなぜですか。

○議長（鈴木基次君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田端進司君） それで、今言いましたように、この時点では、今の条例では0.5になっているわけです。それで、軽減補填ということで今後0.45にしますよということなんで、今の34,920円から0.5引いたら31,320円になるということなんで、6月にまた改正しまして、第1段階については0.45、この31,320円になりますよという条例改正を行うということなんで、現時点では31,320円の部分は今は条例上は34,920円ですよということなんです。よろしいですか。

○議長（鈴木基次君） 中西議員。

○10番（中西満寿美君） わかりました。そしたら、34,900円というのは、1段階の人は4月、5月の2カ月ということで、すぐ安くなるということですか。

○議長（鈴木基次君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田端進司君） 一応、年金は偶数月に落とします。落とすというんか、

普通徴収なり年金から天引きということで。だから、今第1段階の方は、4月は普通通り、例えば5千円ですよと引かれていますよね。この方については、年額31,320円ですよというんで、その1年間で減るということに、4、5の分を今減らすというんじゃなくて、例えば31千円ですよ、そのうち5千円、先に4月と6月に引かれていますよと。8月に前年の所得で換算しますよね。26年度の所得はあなたは第1段階ですよということになったら、4月、6月に納めた分はもう納めました。残った31,320円を8、10、12、2月分で調整していきますよということなんで、だから、本算定というんか、26年度の所得を確定して介護保険料に反映させるのは8月なんで、残った期間でこの31,320円を納付してもらいますよということです。

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、議案第12号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第13号 平成26年度美浜町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（上田収司君） 議案第13号 平成26年度美浜町一般会計補正予算（第7号）について細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億46,111千円を追加し、補正後の総額を37億46,992千円とするものでございます。

今回の補正の大きな特徴は、財政調整基金へ2億23,000千円を積み増しすること、それに、まち・ひと・しごとの創生に向けた総合戦略の先行的実施ということで、国の地方創生の交付金を受けて事業に取り組むこと、この2点でございます。

あとは、繰越明許費、債務負担行為の変更とともに、各事業の執行実績や入札による減額が大半でございます。

では、ページを追ってご説明申し上げます。

5ページは、「第2表 繰越明許費」についてでございます。

総務費では、基幹系共同クラウドシステム構築費のうち、マイナンバー対応機能の一部が年度内に完了しない見込みとなりましたので、その分の予算11,801千円を平成27年度へ繰り越しするものでございます。

地方創生事業の繰り越しは、昨年12月27日に閣議決定されたまち・ひと・しごとの創生に向けた総合戦略の先行的実施ということで、国の地方創生の交付金が48,749千円交付されてまいりました。これを3月補正予算に計上し、全額27年度へ繰り越しして事業に取り組むものでございます。

農林水産業費の繰り越しは、西川河口付近で実施しています日高港西川地区漁船係留施設整備事業について、家屋調査以外の予算1億48,509千円を翌年度へ繰り越したいします。

消防費の繰り越しは、地域防災計画書の印刷費497千円を繰り越しするものでございます。

6ページ、「第3表 債務負担行為補正」は、基幹系共同クラウドシステムの契約がほぼ固まり、平成27年度以降に支払う債務負担行為額が減額となりましたので、限度額を引き下げるものでございます。

では、まず歳入からご説明いたします。

9ページ、地方交付税28,301千円の増額は、補正財源の調整でございます。

分担金及び負担金の民生費負担金、社会福祉費負担金743千円の減額は、老人福祉施設被措置者の減によるものでございます。

教育費負担金、こども園費負担金1,243千円は、人数の確定による保育料等の追加でございます。

10ページ、使用料及び手数料、使用料、教育使用料、ひまわりこども園使用料143千円の減額は、利用人数の確定による減でございます。

国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金は7,815千円の減額で、内訳として、社会福祉費負担金では障害者自立支援給付費等負担金は利用者の減による3,200千円の減額、児童福祉費負担金は児童手当実績精算による4,615千円の減額でございます。

国庫支出金、国庫補助金、農林水産業費国庫補助金、水産業費補助金は、防衛施設周辺整備助成補助金5,236千円の減額、土木費国庫補助金17,185千円の減額は、吉原上田井線の事業費枠の減によるものと、11ページの住宅耐震化促進事業の実績による減額1,585千円でございます。

民生費国庫補助金、社会福祉費補助金は、実績により地域生活支援事業費補助金で1,385千円の減額、子育て世帯臨時特例給付事業費補助金1,184千円の減額は、当初予定していた対象者に比べ、実績による人数が減ったものでございます。

総務費国庫補助金、総務管理費補助金は48,749千円ございまして、今回、国の地方創生事業として、即効性のある景気対策事業に充当する地域住民生活等緊急支援交付金（地域消費喚起型）が19,292千円、今後5年間を見据え、地方版総合戦略や人口対策に充てる（地方創生先行型）の交付金が29,457千円でございます。臨時福祉給付金補助金2,941千円の減額は、実施の確定によるものでございます。電子計算費補助金3,037千円の増額は、平成27年度からの介護保険制度改正に対して新しく導入

する基幹系共同クラウドシステムに補助金が充当できることになりましたので、今回追加するものでございます。

衛生費国庫補助金は、浄化槽の設置基数の減により940千円の減額、及びがん検診推進事業費補助金は103千円の増額でございます。

12ページ、国庫支出金、国庫委託金、総務費国庫委託金810千円の減額は、衆議院議員選挙に要した経費の精算によるものでございます。

民生費国庫委託金、社会福祉費委託金243千円の減額は、年金システム改修費の共同クラウドによる減額でございます。

県支出金、県負担金、民生費県負担金は2,944千円の減額で、内訳として、社会福祉費負担金では後期高齢者医療保険基盤安定負担金311千円の減額、利用者の減による障害者自立支援給付費等負担金1,600千円の減額、児童福祉費負担金1,033千円の減額は、児童手当実績精算による減額でございます。

13ページ、県支出金、県補助金、民生費県補助金、社会福祉費補助金は、高齢者住宅改造補助金100千円の減額、地域生活支援事業費補助金692千円の減額等でございます。いずれも実績見込みによるものでございます。児童福祉費補助金は、紀州3人っ子施策補助金610千円の追加、乳幼児医療費補助金500千円の減額でございます。

衛生費県補助金、保健衛生費補助金では、実績見込みにより、風しんワクチン接種緊急助成事業補助金100千円の減額、ピロリ菌検査事業補助金は8千円の追加でございます。清掃費補助金は、合併浄化槽の設置基数の減により、浄化槽設置整備事業費補助金940千円の減額でございます。

農林水産業費県補助金、3,761千円の減額で、いずれも事業費の確定見込みによる減額でございます。内訳は、農作物鳥獣害防止総合対策で201千円、林業費では、保安林整備、松くい虫対策事業関係で2,610千円、水産業費では河川流出物等回収事業等で950千円のそれぞれ減額でございます。

土木費県補助金は、県単独普通建設事業で250千円の減額、14ページの住宅耐震化促進事業で741千円の減額でございます。

教育費県補助金は、体育センターのトイレ改修に対する補助金846千円の観光費への振り替え、観光費県補助金については、教育費からの振り替えと、事業費の確定を合わせて260千円の追加でございます。

消防費県補助金では、わかやま防災力パワーアップ補助金1,358千円の減額、再生可能エネルギー等導入推進補助金1,689千円の減額ともに、入札差額による減額でございます。

県委託金、総務費県委託金、統計調査費委託金は、収入額の確定による3千円の減額、選挙費委託金は県知事選挙の精算で100千円の減額でございます。

15ページ、財産収入、財産運用収入、利子及び配当金は、財政調整基金の利子10千円の減額でございます。

寄附金、一般寄附金、ふるさと寄附金290千円は、実績により予算計上するものでございます。

繰入金、特別会計繰入金は、後期高齢者医療特別会計から4,323千円の追加でございます。

繰越金、前年度繰越金は、1億14,000千円の追加で、予算化していなかった実績分の追加でございます。

16ページ、諸収入、雑入は、学校給食費では実績により2,974千円の減額、和歌山県鳥獣被害防止対策推進協議会から交付される交付金280千円の減額となる一方で、基幹系共同クラウドシステムへの参加団体に地方公共団体情報システム機構から交付されるモデル団体支援金が1,100千円追加されることになってございます。

次に、歳出について細部説明を申し上げます。

17ページ、議会費は、議員報酬、手当、議員費用弁償、負担金で2,000千円の減額でございます。

総務費、総務管理費、一般管理費は、超過勤務手当に不足が生じてまいりましたので300千円の増額、委託料では入札差金等や実績見込みにより207千円の減額、負担金補助及び交付金は研修負担金189千円の減額でございます。

文書広報費340千円は、事業実施による減額でございます

財産管理費は、庁舎ガラス修繕工事で1,059千円の減額でございます。

公害対策費163千円は、入札差額による減額でございます。

交通安全対策費は、報酬及び備品購入費で、実績により347千円を減額するものでございます。

電子計算費は4,080千円の減額で、基幹系共同クラウドシステムの構築委託料で1,100千円の減額、使用料及び賃借料もクラウドシステムの確定による2,980千円の減額でございます。

地籍調査事業費117千円の減額は、入札差額によるものでございます。

臨時福祉給付金費2,941千円の減額も、実績による減額でございます。当初、交付対象者を1,940人と設定して事業を進めてまいりましたが、実績として、交付対象者は1,815人で、うち1,717人が申請、交付を受けましたので、申請率は94.6%という結果になってございます。

19ページ、財政調整基金費、積立金は利子の減額であります。前年度繰越金等を財源に2億23,000千円を追加して積み立てするものでございます。

その次の地方創生事業費でございますが、繰越明許、歳入のところでも申し上げましたとおり、年末の国の閣議決定により、国の平成26年度補正予算に計上される地域住民生活等緊急支援交付金が全ての自治体に交付されることになり、美浜町へは48,749千円が交付されます。

まず、即効性のある経済対策としての消費喚起型の交付金を財源に、美浜町商工会に委

託する方向で、10千円で14千円の買い物ができるプレミアムつき商品券の発行を予定しています。金額は19,292千円でございます。

これとは別に、地方創生先行型の交付金は29,457千円でありまして、地方版総合戦略計画の策定に9,720千円、人口対策として出生祝金に2,000千円、婚活サポート事業に3,000千円、町に定住の意思のある方の住宅取得に対する補助12,000千円、耐震基準に満たない古家の解体費用の補助として2,250千円、子ども医療費等への補助487千円を計画してございます。

地方創生事業費全額を平成27年度に繰り越すものがございます。

徴税費、税務総務費では、対象者の増加により職員手当22千円の追加、賦課徴収費1,779千円は、収納業務実施やクラウド共同印刷へ振り替えなどにより減額するものがございます。

20ページ、戸籍住民基本台帳費200千円の減額、選挙費、県知事選挙費100千円、衆議院議員選挙費810千円の減額、統計調査費104千円の減額、いずれも実績による減額でございます。

21ページ、監査委員費では、日本経営者協会主催の監査研修等に参加を計画していましたが、日程の関係上、参加できませんでしたので、その経費296千円の減額でございます。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費は、国民健康保険特別会計への繰出金970千円の減額でございます。

国民年金費の1,296千円の減額は、平成27年度からの制度改正に向けて、年金データをやりとりするためのシステム改修費を予算計上していましたが、基幹系共同クラウドシステムの中にもともとそういう機能が入っているため、総務費の電子計算費で一括支払いとし、振り替えするものがございます。

老人福祉費は、主に委託料では短期保護及び緊急通報体制整備事業委託とも利用者が見込みより減少であったため642千円の減額、扶助費では5,620千円の減額で、敬老年金受給対象者の減、老人福祉施設措置費で被措置者の減、高齢者住宅改造助成事業及び高齢者外出支援のそれぞれ減額は利用者が見込みより減少したためでございます。繰出金は合わせて399千円の減額で、介護保険特別会計への繰出金は250千円の追加、後期高齢者医療特別会計への繰出金は649千円の減額でございます。

22ページ、心身障害者福祉費9,170千円の減額は、役務費で90千円の減額、委託料は移動支援事業1,400千円の減額、日中一時支援事業980千円の減額、いずれも利用時間数の減によるものがございます。負担金補助及び交付金では、成年後見制度利用支援事業は申し込みがなく300千円の皆減でございます。扶助費といたしまして、障害介護給付費6,400千円の減額は、利用者数の減によるものがございます。

児童福祉費、児童福祉総務費6,799千円の減額は、児童手当の実績見込み等によるものがございます。

23ページ、児童福祉施設費では、広域入所、認可保育所負担金1,082千円の追加でございます。

児童措置費は、役務費では子ども医療費審査支払事務手数料で150千円の減額、扶助費では医療費の件数の減から1,800千円の減額でございます。

子育て世帯臨時特例給付金費は1,184千円の減額で、実績確定による減額でございます。

24ページ、衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費は、妊婦健康診査費で妊婦数が見込みより少なかったため、合わせて200千円の減額でございます。

予防費合計7,847千円の減額は、印刷費で100千円、電算委託料で1,037千円、予防接種委託料6,210千円、特定保健指導施設利用委託料150千円、子どもインフルエンザ予防接種費で350千円でございます。

環境衛生費は150千円の減額でございます。

墓地基金費は、積立金157千円の追加でございます。

24ページから25ページの清掃費、塵芥処理費5,102千円の減額は、需用費で指定ごみ袋製作費の入札差額1,619千円、負担金補助及び交付金では過年度分の清掃センター負担金の精算による2,683千円、太陽福祉会や子どもクラブ等への資源ごみ回収助成700千円、生ごみ処理機設置補助で100千円のそれぞれ減額でございます。

し尿処理費では、クリーンセンターへの負担金1,031千円の減額と、合併処理浄化槽設置補助は実績によって6,108千円の減額でございます。

次に、農林水産業費、農業費、農業委員会費は、対象者の増による職員手当等86千円の追加でございます。

農業総務費は、有害鳥獣捕獲支援事業719千円と、狩猟免許等取得支援補助金68千円は実績による減額でございます。

農業振興費、負担金補助及び交付金1,020千円の減額は、防油堤設置支援事業でございます。

25ページから26ページの林業費1,384千円の減額は、保安林整備作業、松くい虫防除事業等の実績による減額でございます。

水産業費、水産業振興費は、委託料では河川流出物等回収事業1,500千円の減額、日高港西川地区漁船係留施設整備3,000千円の減額、工事請負費では三尾地区増殖場造成工事で4,481千円の減額でございます。

商工費、観光費は、観光トイレ工事費の事業費確定による814千円の減額でございます。

27ページ、土木費、土木管理費、土木総務費は、対象者の増加により職員手当等65千円の追加、道路橋梁費、道路新設改良費は、吉原上田井線、普通県費単独補助事業で入札差額や実績の確定等により、合計で25,779千円の減額でございます。

27ページ下段からの消防費、消防施設費の需用費350千円は実績による減額。

災害対策費の需用費130千円、役員費113千円、28ページの委託料950千円の減額、工事請負費の4,405千円の減額、負担金補助及び交付金4,268千円の減額は、いずれも入札差額や実績に伴う減額でございます。

次に教育費でございます。

29ページ、教育総務費は、事務局費、共済費で1千円の追加がありますが、教育長交際費で100千円、例規整備支援業務委託費で216千円の減額。

教育諸費では、通学バス助成で実績による127千円の減額でございます。

小学校費、学校管理費は280千円の減額で、全て実績による額の確定に伴う減でございます。

教育振興費、扶助費の200千円の減額も、対象者の減によるものでございます。

29ページ下段からの中学校費も、実績や入札差額により、学校管理費で924千円の減、教育振興費で420千円の減でございます。

30ページのこども園費も、全て実績に伴う減額で、合わせて9,973千円の減額でございます。

31ページの社会教育費で120千円、保健体育費、学校給食施設費で2,800千円、いずれも実績確定による減額でございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） しばらく休憩します。

再開は10時25分とします。

午前十時十七分休憩

—————・—————

午前十時二十五分再開

○議長（鈴木基次君） 再開します。

これから質疑を行います。北村議員。

○4番（北村龍二君） 4番、北村です。

昨日に引き続きみたいになってしまいますが、婚活サポートの3,000千円、これ、昨日のお話ではほとんどまだ決定事項がないということで、これからということでお話しておりましたが、3,000千円のそしたらこの根拠は何でしょうか。よろしくお願います。

○議長（鈴木基次君） 防災企画課長。

○防災企画課長（阪本浩平君） 北村議員にお答えします。

今まで婚活事業を行った自治体とか、そういった経験されたところの予算措置等を調べて、北村議員おっしゃるような内容等は確定していませんけれども、こういう事業をするのに当たって、ほかの各自治体の実績から3,000千円という予算措置をさせていただきます。

○議長（鈴木基次君） はい、関連。高野議員。

○7番（高野正君） 課長ね、よその自治体のを参考資料にいうたら、よその自治体はもう何もせえへんということかい。せえへんというか、事業内容は何もわかってないということかい。違うと思うんですよ。ある程度、これとこれとこういうことをするから3,000千円ぐらい要るやろうという予算を予算として上げてこられたんでしょう。今、北村さんはそういうことを言われてるわけですよ。何もないのに、こうしようかな、ああしようかなと。例えばある事業所に頼んだらそこがただだったと。一銭も要らんわけやね。ところが、3,000千円という金額を予算として上げてきてあるんやから、これから予算が通ったら決まるんですよと、そういうことじゃないでしょう。やっぱり、これとこれとしたいんで、大体ほぼこれぐらいかかるよと、それぐらいの答弁してもらわないと3,000千円宙に浮いてしまいますよ。だから、北村議員がそういうことをおっしゃってるんで、質問されているんで、よその自治体参考にするのも結構やけど、ついでにどういうことをするためにということを見てきていたら、ここでお答えになられると思うんやけれども、そういうことを今お尋ねしたわけですよ。私もそういうことをお尋ねしたい。ぜひ、これとこれとこういうことをする予定や、予定でもそう言ってほしいと思いますよ。そこら辺の答弁どうですか。

○議長（鈴木基次君） 防災企画課長。

○防災企画課長（阪本浩平君） 予算の内訳ということになってこようかと思うんですけども、例えばバスを出すとか、会場の設営費、その他もろもろということで、まだ、昨日からのお答えの中で具体的な内容までの検討に至っていないというのが実情ですので、その中で、ほかの過去にあったものを参考にいたしましたということでご理解いただきたいと思います。

○議長（鈴木基次君） 高野議員。

○7番（高野正君） 7番、高野です。

だから、その過去の、よその、何もせえへんのに3,000千円ということはないんですよ。金額がちゃんと出てきてあるんやから、そこではなと書いといたら何するかわからなくて、予算通ってからとか、そうと違って、その予算をとるに当たって、こういうことをするから予算が要るんですよと。これ町長も昨日の答弁では少しおかしかったと思う。何分予算が可決していないことからって、予算が可決していなかったら何をするって、これつらつら。この補正でも、何をするんでこれだけ要った、何をしなかったんでこれだけ減りましたということを書いてあるわけですよ。だから、予算が可決してないのに予算3,000千円が出てきてある。その3,000千円の根拠は何ですかということに対して、ある程度の計画があるからということで3,000千円という金額が出てきたんでしょう。だから、その根拠と言うてるわけですよ。根拠ないのに3,000千円が先に出てきてあるんか、よそがこっだけ出してあったから出してたんですよって、よそそっだけ出した3,000千円の根拠というのは、こんなことをしたいからという積算で3,000千

円になったと思うんですよ。だからそこを、これだけの積算したいという積算でおおむね3,000千円という金額が初めて出てくるんであって、何分予算取っておいて予算が通ってからって、そんな予算初めて、聞いたことないですよ、多分。

例えば、橋つくるのに大方2億円取っておいて、おおむね2億円要るからって、そんなことはないはずですよ。ちゃんと入札して、これくらいのものが要るからというて出してきてるわけですよ。この議会に出してくる予算って、そんなものでしょう。そうだと思うんですよ。だから、根拠のない金なんてないんですよ。みんな根拠があって、後付けでこうというのは、ちょっと信じられんけれども、まあこれで質問終わりたいと思うんですけども、ほんまにそれ信じられませんよ。そこを、だからせめてこういうことをしたい、ああいうことをしたいということ、金の要ることをはっきり出して積算して初めて3,000千円という金額が出てくるはずですよ。よろしくお願いします。

○議長（鈴木基次君） ちょっと休憩。しばらく休憩します。

再開は10時40分とします。

午前十時三十一分休憩

——— . ———
午前十時四〇分再開

○議長（鈴木基次君） 再開します。

防災企画課長。

○防災企画課長（阪本浩平君） 大変貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。高野議員にお答えいたします。

婚活の内容といたしましては、男性の方については美浜町在住の方を対象に、それから女性の方については町外、県内とか県外になるのかのところまではまだはっきりしておりませんが、広く募集をかけていく。そういった中で、その事業自体の中身としましては、今言いましたようにその女性の公募するというんですか、PR費並びにバス代、例えば和歌山駅から美浜町へ来ていただくというような形であればバス代、それから会場の設営費、それと司会等を担当していただく方への謝礼、それと場を盛り上げるというんですか、サクラというんですか、そういった方も何人か入っていただいて、そういう方への謝礼、そういったことを考えております。ただ、交付金の仕様の中で、食べ物とか飲み物、これはこのお金では使ったらいけないという規定もございます。ですから、ある程度会費制というような形にせざるを得んのかなというところもございます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） はい、高野議員。

○7番（高野正君） 7番、高野です。

そういうことで十分理解はしているつもりなんですけど、初めからそういうふうに答えていただければ、特に課長におかれましては、防災企画課長、これから国土強靱化、地方創生、いろんな企画力が大変重要なことになってきておりますので、ぜひ力をご存分に発揮

されているんな企画を企てていただきたいと思います。

私も婚活にひよっとしたらお世話になるかもわかりませんが、その節はよろしくお願ひします。ご答弁結構ですけれども、以上で私見によりまして申しわけございません。ありがとうございます。

○議長（鈴木基次君） 田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 今の課長のお言葉の中で、男性は美浜町の人に限る。美浜町の中で男性の方を特に養子に来ていただいて結婚したいなという人は対象にならないということなんですか。それは条件の中で、美浜町に住んでいただく可能性のある方とかという、そういう条件出せばええ。それだと男女差別になりますよ。

いま一つ、この同じ地方創生のほうで、出生祝い金、地方先行型とか、また子どもの医療費、うちとこは町長の公約の中でこの事業をばもう既にやっている部分もごございます。これは上乘せの形でまた余計に出るんですか、それともその分、うちとこの町の経費を控えてやるんですか。ここら辺の兼ね合わせという部分、ちょっと説明していただきたいなと。

それと、ちょっと前後して悪いんですけども、町長、前の公約で、たしかこの婚活サポートというのは前の公約の中でお金の関係で実現できなかったんでしょう。先ほど高野議員の言う話を聞いていたら、防災企画の課長に頼むよりも、待ってましたと言うて、ぼっとう町長が飛びついて行って、わしはこんなことしたんやという意見を持ってあってもええな、今の状態やったら白紙なんかなという思いが、これは余談な話なんですけれども、その点についてお伺いいたします。

○議長（鈴木基次君） 防災企画課長。

○防災企画課長（阪本浩平君） 田淵議員にお答えします。

先ほど僕申しました男性は町内に限る、女性の方は広くということは、今、ここで僕が考えたことでありまして、その後、これから企画を煮詰めていく中で、男性の方が町外からこちらへ養子に来てくれるというようなことも参考にさせていただいて、再度中身を詰めていきたいと考えております。

それと、出生祝い金と不妊治療なんかも今まで町の事業として単費のほうでしていた施策なんですけれども、今回、交付金という形で全額国のほうから財源が入ってきた関係で、まずこちらのほうで予算措置をしまして、27年の事業という形になるわけなんですけれども、その中で、先に町費を伴わない財源のほうを先行して使っていくと、そういう形で運用していきたいと考えております。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 田淵議員にお答えいたします。

おっしゃるとおり、私自身4年目でございますが、婚活というのも一つの人口減少に歯止めをかける、また出生率で地域、町が元気になるのではなかろうかということで話もさせていただきました。それがなかなか実現できなかったのが現実でございますが、こうい

った地方創生というふうな名のもとに、今後でございますが、この婚活事業、婚活サポートということで一生懸命取り組んでまいりたいなと思います。また、県のほうもそうなんです、2年前からですか、婚活というような形の事業も行ってきております。こういった機運に乗りおくれられないような形で今後取り組んでまいりたいなと、このように思います。

○議長（鈴木基次君） 中西議員。

○10番（中西満寿美君） 10番、中西です。

プレミアム商品券のこと、これ商工会に委託しているということですが、10千円で14千円使えるということで、相当、私も買おうかなと思っているんですけども、そのようなことを考えて、発行数、どのくらい発行する予定なんかと。

それから、これの使えるのは、使用できる商店、やっぱりこれ地元、町内の商店に限るのか、それから、14千円分使えるんですからぎょうさん買おうという人も出てくるかわかりませんので、1人、限定するかどうか、そういうふうなことについてお願いをします。

○議長（鈴木基次君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） プレミアム商品券についてお答え致します。

まず、商工会にお願いしてという部分なんですけれども、商工会さん、これを請け負いますよというお返事をまだ完全にいただけていませんので、今の時点では、これを商工会さんのほうで事業としてやっていただきたいということで、交渉中ということでまずご理解いただきたいと思います。

それで、まず、10千円で14千円分の買い物、今考えているのは、1千円の商品券を14枚つづり、ですので14千円分、これを10千円で買えるというふうな商品券の発行というのをイメージしております。それで、国のほうで言っているイメージとしては、1人当たり最高100千円まで、それでない、そこを無制限にしますと1人でかなり高額な買い物ができるというふうになってしまいますので、基本、国が言っているのは1人当たり100千円というふうな指針が出ております。

それと、使えるお店の問題なんですけれども、これが一番悩ましいところでして、平成11年になりますけれども、地域振興券というのが昔ありました。そのときにも、美浜町の場合なかなか町内で使えるお店が少ないというふうな事情があつて、隣の市町の商店でも使えますよというふうなことをあのときは美浜町は選択したわけです。当時、なかなか隣の町まで使えるというふうなことをやった町というのは全国的にも少ないというふうなことで、町民の方、使う側にとっては、隣の大型スーパーとかでも使えるというのはよかつたんだと思うんですけれども、逆にその分のお金が町外へ出ていってしまったというふうな、当時そういうお話もありまして、今回も商工会さんと今お話している中で、町外の大型店、スーパー、中には美浜町商工会の会員さんになっている店舗もあるというふう聞いていまして、そこをどうするのか、あくまで町内の店に全て落ちるというふうなことで町内にある店というふう限定するのか、もう少し使える範囲を広げて町外の大型店

まで振るのかというのが、ちょっとまだ結論が出ていないところです。

それで、全体の発行額というお話、初めにありましたけれども、この19,292千円というのは、一定の計算でも国から決められてきて決まってくる金額でありまして、そのうちにやはり事務費というのがかなり要ってくると思います。その商品券の印刷代であるとか、換金の手数料であるとか、お店の登録であったりとか、チラシであったりとか、そういう事務費等々を除いて16,000千円ないし18,000千円というのをこの上乗せ分に充てられると逆算しますと、全体で、今の計画ですと50,000千円から60,000千円の全体の消費額になるというふうな計算になるかと思っています。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 発行数はわかる。割ったら。発行数は計算できる、大体で結構です。総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 失礼しました。発行数ですけれども、仮に40%で、18,000千円上乗せ分に充当するとして40%で計算しますと、その14枚つづりのものが4,500セットというふうな計算になるかと思っています。

○議長（鈴木基次君） 中西議員。

○10番（中西満寿美君） これからかと思うんですけれども、商工会とできるだけ、地域振興ということですからということと、そして4,500セットだったらあんまり、1人10枚としたらあれなんで、そこら辺ももう一回、国は10枚ということだそうなんですけれども、多くの人に渡るようなことも考えてもらえたらと。これは質問ではないです。またこれからのあれをお願いします。

○議長（鈴木基次君） 田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 今の中西議員の質問に関連してなんですけれども、この間、国鉄か何かで入場券か何か発行したらわんさか詰めかけてきて、中止になってもめましたよね。その後、申し込んだら誰にでも発行しますというようなことがありましたよね。それと一緒に、これ今話を聞きながら、課長のほうからその話があるのかなと思っていたんですけれども、何年か前の現金を配るやないけど、その場合は限定したでしょう、こういう家庭とこういう家庭とということ。この場合、なかったら誰でも、それは100千円まで買えるんだったら、100千円で140千円というたら誰でも殺到して申し込んでくる可能性って十分ありますし、それもまた、今おっしゃるように隣町で使うというのはふるさと創生には繋がらるので、あるべき姿ではないとは思いますが。しかし、非常に便利かというたら、隣町でも使えるというのが一つの形かもわからへん。そんなことからしてみたら、隣町でも使えるとなったらどっと殺到する可能性というのは十分あると思います。そこら辺のことを少し明確にしておいてもらわなったら、もうないんやでと、早い者勝ちやっつてんでという、そういうことでも困ると思うし、そこら辺の基準もう少し明確に、我々も知りたい気持ちがあるんで、お答え願えますか。

○議長（鈴木基次君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） お答えします。

今、商工会さんとお話している中では、仮に町外のお店を使えるというふうにするのであれば、この商品券を買えるのは町内の人、町民に限るという形。もし町内のお店しか使えないというふうなことで限定するのであれば、逆に商品券を買えるのは御坊の人でも買いに来てもらっていいというふうなことを今話しています。それでないと、町外の人が増えて町外の店で使えるというふうにしてしまうと、全て町外へお金が流れてしまう形になりますので、もし例えば御坊の大型店を入れるのであれば、その券を買えるのは町民に限るといような形でないとだめかなというのを今話しているところです。

殺到するということにつきましては、例えばその周辺でありますと由良町さんとか印南町さんなんかは商店街で既にこういう取り組みをやっていて、実績はあるらしいんですけども、印南あたりはかなりそれが定着していて、さすがに、今、議員おっしゃられるように、発売当初にもうかなり集中して買いに来られると。場合によってはもう売り切れ御免というふうな形のケースはあるとは聞いてはおるんですけども、美浜町におきましては、なかなかこういう商工会さん自体がこういう商品券というのを発行した今まで実績もないということで、果たして一体どれぐらいの方が買いに来てくれるのか、そのお店の選定も、町内に限った場合、町外も入れた場合、それぞれのケースで一体どれぐらいの人が果たして一気に買いに来てくれるのかというのがちょっとなかなか見通せないということで、この前、商工会の人と話した中では、当初にもう全て全部売ってしまうんじゃないかと、例えば2段階に分けてみたらどうかとか、そんなことも今いろいろと話はしているんですけども、まずは事業自体を受けてくれますかというところの話をまず先に詰めてからということになっておりまして、早急にまたそのあたりの協議は進めたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 田渕議員。

○9番（田渕勝平君） 確かに年末に決まって、今この予算組んで、さあ、そこまで答えよというのはほんまに難しい話だと思います。ここで、例えばうちとこの庭をちょっと修正したいんで、谷君、あんたのどここういうこと仕事しているんで、商品券でやってくれよと。要するに何が対象になるんかという話です。食料品から衣料品からいろいろとあると思うけれども、例えば、私、農業しています。職員の方が、おい、田渕、米売ってくれよ、これであって、そういうやりとりもこれ通用するんですか。それとも、それやなしに、もう商工会に登録したお店だけが対象になるんやとか、そこら辺の商品券の使い方というのは、今のその細かいところまでわからないと思いますけれども、やっぱり町内だけで使うんか、大型店舗、隣町も使えるんかというようなことの判断の仕方からしてみたら、町内という限られた場合やったら本当に限られてくると思うんでね。ちょっと細かいところまで難しいこと聞くようですけども、そういうほかの目的、個人的に何かしてほしいというものに使えるんかという、ちょっとお考えをお聞かせください。

○議長（鈴木基次君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） お答えします。

そういう話も商工会さんとは今しているところで、なかなか小売店さんだけに限るといふことになると、本当にこの使える店がほとんどないというような形になってしまいます。ところが、そういう建設とか設備屋さん、そういうところも含めていきますと、もちろん農業の方も含めていきますと、例えばふだん140千円かかる量を全部かえたいとか、そういうのが100千円でできますとなったらとか、暖房便座、温水のトイレ、140千円の分を100千円でできますとなったら、そういう事業者さんも入れていいと思うんです。

ただ、難しいのは、商工会さんにやってもらうとなると、やっぱり商工会さんは会員さんまず優先ということになるんで、商工会さんに、会員さんでない方についてもそこへ入れてもらうという、使えるお店の募集というようなそういう事務をまたやってもらわなかんわけです。そこを余り手広くすると、商工会さんに見てみたら、商工会さんはあくまで自分とこの会員さんでないとうせんよと、そこまでお店を広げるのであれば、その部分はもう町でやってくださいよというような話にもなりかねないという部分がありまして、商工会員さんのお店を優先にするけれども、町としては使える店を少しでも広げてもらいたいということで、その調整が今まだついてないという現状でございます。

○議長（鈴木基次君） はい、北村議員。関連ですか。

○4番（北村龍二君） 関連です。4番、北村です。

それと、これには期限というのをやっぱりつけなだめですよ。10千円お支払いいただくということで、簡単には期限はつけないと思うんですけれども、例えば何カ月、何年というのは切ることはお考えですか。

○議長（鈴木基次君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 法的にちょっと規制があるらしくて、原則、使える期間は6カ月以内というふうな考え方をしています。もちろん27年度への繰越し事業になりますので、27年度中に全て完了してしまわなければならない。完了というのは、その商品券を使って買い物していただいて、事業者の方がそれを換金までして、全て終了してしまうというのが27年度中に全て最終の交付金を受けるところまで完了しなければならないので、もちろんその期間の具合もありますし、こういう短期の商品券の発行というのが基本6カ月というふうな制限があるというふうに聞いていますので、例えば、これから事業を進めていって、早くて7月ぐらいだと思えるんですけれども、7月に発行したとして、使える期間は6カ月以内で年末までと。そこから換金は1月末まで、ないし2月末までにその使ってくれたお店屋さんはそこまで換金してくださいよというふうな、それぐらいのスケジュールになるかなと思って考えております。

○議長（鈴木基次君） 関連で。関連でお願いします。龍神議員。

○5番（龍神初美君） 5番、龍神です。

先ほど福島課長の答弁の中にありました、お店がもし美浜町内に限るとなるとほかの市

町の人も買えるというご答弁がありました中で、ちょっと私、勉強不足で、ちょっとお伺いしたいんですけども、ほかの市町も10千円で14千円になるんでしょうか。美浜町は14千円やけれども、ほかのところが12千円や3千円だったら、多分ほかのところからこっちへ買いに来る可能性も、買えるんはこっちやけれども、もしそれを幅広くその水道工事とかお米とかにするとこっちでも買えるような可能性にもなってくるので、その分ちょっとほかのところからもたくさん来られる可能性もなきにしもあらずと私は考えます。いかがでしょうか。

○議長（鈴木基次君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） このプレミアム商品券ですけども、県内30市町村の中で、古座川町を除いて29の市町村がこのプレミアム商品券をやるという計画を県のほうへ出しています。それで、閣議決定の後、国が示したモデルケースの場合は、あくまで国の場合は20%をプレミアム率にしろというのが最初の姿でした。ただ、これ別に20に限らず、30でも40でもいいんじゃないかというような話の中で、県あたりに確認しますと、最高で50%までは構わないと。大きい市、和歌山市、海南、橋本、このあたりはほとんどが国の指針どおり20%で上乘せというふうには聞いているんですけども、周辺では御坊市さんが30%というのを早々と決定しました。日高管内でもそれぞれいろいろばらつきがあって、今のところ県がまとめている管内の状況で見ますと、40%というのは日高管内では一番高い率であるということになります。

先ほどの町外の方も買えるかどうかについても、これもちょっと国はそこは何も言っていないんですが、県の担当者あたりは、町外から買いに来るのはだめだみたいなことを今言っているんです。そこについては、町内のお店で使ってもらえるんなら、別に町外の人が買いに来てもいいんじゃないかと思っているんです、商工会さんとの煮詰まった話ではないんですけども。先ほども言いましたように、町内のお店に限るんであれば、商品券は町外から買いに来てもらってもいいと思うし、逆に町外のお店も使えるようにするんであれば、商品券を買えるのは町民に限るというふうにしないと、全てよそへお金が出ていってしまうというふうになるかなと思って、その辺をどうするかという詰めをまだこれからというか、今まだ話として詰められてないという状況です。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 関連でほかにありますか。谷議員。

○6番（谷重幸君） 地方創生事業費として、交付金、これは継続的に毎年度何年かは来るような形なんでしょうか。もしそうであれば、国の明確な基準というのはいま決まっているんでしょうか。その辺ちょっとお聞きいたします。

○議長（鈴木基次君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 今回の交付金なんですけれども、先ほどからお話ありましたこのプレミアム商品券については、地域住民生活等緊急支援交付金のうちの地方消費喚起型というタイプの交付金になります。これは何かというと、本当に今、今の経済対策と

いう目的で交付されるお金でありまして、こちらについては単発というか、今すぐ即効性のある事業に充てるための交付金ということで、私の認識では今回これが発行されたら続きはないという解釈をしております。

一方、先ほどからありました婚活であったりとか総合戦略とか、この辺の、同じ交付金ですけれども、地方創生先行型というタイプの交付金、こちらは、いろいろ交付要綱とか見ると、今回の事業の取り組み具合によっては、またその後それに追加してか、継続して交付されるような性格の交付金であるのではないかなと、そういう理解をしているところです。

○議長（鈴木基次君） はい、谷議員。

○6番（谷重幸君） それは国からの明確な判断基準というのは、示しはできないということですか。数値目標でもどれまでいったらとかいうのは。

○議長（鈴木基次君） 防災企画課長。

○防災企画課長（阪本浩平君） 谷議員にお答えします。

地方創生の先行型、プレミアム券を除けた、ここに上げさせていただいているメニューのものになるんですけれども、これにつきましては、聞くところによりますとというか文章的なものであれば、一応5年間はこういう形の交付金はおりてくるということをお聞きしております。ただ、金額において、この地方総合戦略の中で数値目標を明快にして、それを達成できたかできていないかということについても数値で検証していくという中で、例えば、その年度で行った事業等、美浜町で行ったものについて、数値的に達成度が低いとか達成度が高いというようなことによって、その明くる年というんですか、その交付金の金額が変わるということも聞いております。

○議長（鈴木基次君） はい、龍神議員。

○5番（龍神初美君） 今の阪本課長のお答えの件ですけれども、それに質問させていただきます。

私、その数値目標というのをちょっとこの間、官房副長官の世耕先生からお話あったときに聞いたんですけれども、そのときのことで、婚活サポート事業とか、なかなか数値化してそれが達成できたというのはどういうふうにするのかなと、私、ちょっと知識がないものでそのようにずっと考えていたんですけれども、今のように、そういうことというのはどうこれから数値化して行って、それを示して、それでまた交付金をいただけるようにするというのはどのようにお考えですか。

○議長（鈴木基次君） 防災企画課長。

○防災企画課長（阪本浩平君） 龍神議員にお答えいたします。

この数値目標、数値達成、難しいことだと思います。それで、例えば先ほどから上がっています婚活。この婚活をしたから、例えば何組の方が結婚されて、何組の方が美浜町に住居を構えていただけるというのも一つの成果だと思うんですけれども、そういったものでカウントしていくというのは、例えば、婚活今年したさかいに、今年年内に結婚するか

というと、それは常識と言うたらおかしいですけども、それからお付き合いが始まって2年後とか3年後ということであれば、今年度の事業の中での成果というのは上がらないということになってきます。ですから、国のほうが、その婚活事業だけにかかわらず、これをしたさか、すぐ結果があらわれる、そういう事業の解釈ということになってきた場合、その達成数値の目標額を設定してそれを検証しなさいよということなんですけれども、難しい点が多いのかなという解釈を私はしております。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 今の龍神議員の質問に関連してですけども、石破大臣が言うる数値目標、それは婚活にかかわりませんけれども、いわゆるアウトカムというものを求めるときには、行政評価やってるところというのはどことも無理やりというか、苦勞してその数値をあらわしているんです。結婚というところに成果を得るためには、今年した投資がすぐ間に合うかということの基準によっては、それは3年後とか4年後。また、結婚しても離婚したら何にもならないやないかって、そんなことになってくると思いますけどね。ただ、こういう活動をすることによって幾つのカップルがあらわれたという数値を出すのも一つの目標ですし、そのアウトカムの数値目標というものは、決してそうして、そういう流動的な性格のものであるという前提もあるわけなんですよ。

だから、何を関連で質問するかって、企画の担当する課長というのは、そういうものについてはきちんとした見識というんか見解を持ってもらわなったら、このふるさと創生の事業そのものも全く今まで通りわけのわからないようなものになってくると思うんです。

要するに、ニュー・パブリック・マネジメントというのがなぜ求められているかというたら、その数値目標が明らかでないんで、今まで行政というのは何もそういうところが明らかになってないんでこんな結果になっている。そこそこは正そうというのがそもそもの今度の創生の目的なんでね。だから、今言うように、それは難しいでと言うんじやなしに、その難しいところをみんな一遍認識が共有化できるような数値を探すための企画であり、今度の数値目標やと。そこそこははっきり、もしかしたら課長と見解が違うんかもわからん。私はそんなに思ってますよ。だから、そこら辺の数字というのはきちんと把握してもらうことを私は求めますよ、少なくとも。そこそこはよく認識しておいてほしいと思います。

○議長（鈴木基次君） 防災企画課長。

○防災企画課長（阪本浩平君） 田淵議員にお答えします。

僕が先ほど数字的に難しいと言ったのは、最終結果の数値ということでありまして、例えば、婚活で町外の方がこちら美浜町へ来ていただく、その人数が何人でした。広く美浜町をPRして、例えばマスコミ等で美浜町はこういう事業をして何人の方に来ていただいて、美浜町にはこういう素晴らしいところがありますよという、これも一つの事業の成果

だとは思いますが。ただ、国・県、まだはっきり煮詰まったものではないですけれども、その成果を数値として上げてこいという場合に、そういった目に見えないと言うたらおかしいですけれども、美浜町のPRとかそういったものが成果として含まれるのか、それを今後の交付税の対象の中にそういった的なものも効果として取り上げていただけるのか、そこらあたりがまだちょっとはっきり見えてきていないところがありますので、先ほど答弁させていただいたような形で答弁したんですけれども、そこらあたりご理解いただきたいなと思います。

○議長（鈴木基次君） 田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 今の課長の答弁、私も理解します。ただ、言っておきたいことは、例えば、婚活のなにををして幾つのカップルができたというのを数値目標として掲げる。でも、一歩下がったら、それは一つの事業でしょう。そのもう一歩下がったら、中目標なり大目標があるんです、町がいかにあるべきかという。そやから、そのこのところのこういうアウトカムの求められ方というのは、一つの数字をとやかくとやかく、それは町長としてみたら、おまえなぜ目標到達せんって言うかもわかりません、町長によっては。でも、アウトカム全体の見方というのは、そういう一つの数値目標をつくったらそれに集中して、とやかく成功、不成功を言うもんじゃなしに、その一つの数値目標が達成できたということの意味というのは、中目標がどれだけ達成できたことであり、大目標がという、そういう性格のものなんでね。ただ、僕今言うたら、数値目標と言うたら、そのほうをもう真剣になって突かれたら困るさかいにあんまり細かい数値はつくれんって、そういう思いされたら困るんでよ。もともと数値目標の努力はしていただきたいけれども、それはあくまでも目安であって、そのために中目標なり、もっと奥にあるというか、もっと上位にある目標を達成される、それもきちんと数値目標として出していきたい。そういう性格のものやということだけ、誤解のないように付け加えさせてもらいます。答弁あったらなんですけれども、なかっても結構でございます。

○議長（鈴木基次君） はい、中西議員。

○10番（中西満寿美君） すみません、関連して。今ずっとお話を聞いておりますと、この9、720千円の予算をとっております地方版総合戦略策定業務、これが非常に重要になってくるのではないかと思いますので、これにつきましては、田淵議員の昨日の一般質問の中で町長は、住民、行政機関、各種団体、民間事業者、それに議会も入れて、多くの方々のご意見を反映したものをつくりたいと、そういうふうにお答えをしておりました。それから、防災企画課長が、ちょうど27年は長計の見直しの年に当たるので、それとも総合して考えながらやっていきたいと、このように答弁をされておりますが、そこで、もっと具体的に、こういう5年間の地方版総合戦略計画を立てるためにどのような、例えばこういう団体と呼ぶとかいう漠然としたものではなしに、どういうふうな形でやっていくんかということ、これ27年で仕上げ、そしてそれをやっていかんと、先ほども言われたように交付税がくれんということにもなるそうですので、そこら辺が大事だと思いますの

で、そのあたり、どのようなプログラムというか、お考えなんかということをちょっとお願いします。

○議長（鈴木基次君） 防災企画課長。

○防災企画課長（阪本浩平君） 中西議員のご質問にお答えします。

この地方版総合戦略、これは各市町村、各自治体に27年度に必ず策定をなささいよという必須科目にはなっております、交付税の交付の内容の中で。美浜町がそういう美浜町版地方総合戦略を策定するのに当たって、田渕議員の一般質問の中でも僕が言わせていただいたように、長期総合計画、この後期5カ年、これと同時期に策定するという中で、やはり長期総合計画は長期総合計画、総合戦略は総合戦略という、こう割り切った物の考え方ということは成り立たないかと思えます。それで、両方つくっていく中で、例えば人口とか産業とか、そういったことでいろいろな関連してくるものも多々あるかと思っておりますので、その中で、例えば長計の場合はその委員さんを、前は公募した委員さん、それから町長が委嘱した委員さん等々によって協議をしていただいた中で煮詰めていったという経過がございます。それで、今回の総合戦略のほうも、長計の委員さんは長計の委員さん、総合戦略のほうはまた違う委員さんというのは、同じ美浜町の中で計画を立てるのに当たって、分けるよりもむしろ同じ委員さんで協議をしていただく、そういうことを今現在考えております。それと、どちらの計画を策定するに当たっても、広くアンケート調査を考えております。

以上です。

○議長（鈴木基次君） はい、中西議員。

○10番（中西満寿美君） まだこれからだと思いますけれども、その策定委員さん、長計の見直しと、それから地方版総合戦略計画の、別々だったらおかしいので、大体同じようなことをやられるということですが、その中で、特に町づくりの中心になる人というのは、若者、よそ者、ばか者とかいう言葉があります。またほんで18歳の選挙権も実現をしましたのに、だから特に若者を広く集める、意見を聞けるような、そういうふうな策定委員さんを募集にしる何にしる選んでいただいて、そしてよりよいものをつくっていただけたらと思えますが、そこで、まず具体的にはアンケートをやられるということですが、この前の長期計画のときにアンケートしたのをちょっと見ましたら、町民2,000人にアンケートをして、回収率が50.7%なんですね。中学生は100%です。だから、この50.7%、せっかくアンケートをするんだったら、いろんな工夫をして、このアンケートの回収率も上げる、こういうふうな工夫もしていかなあかんの違うんかなと思えますので、そういういろんなこと、これから大変だと思いますけれども、是非ええものをつくって、そして目標に向かえるようにしていただきたいと思えます。

○議長（鈴木基次君） 答弁求めますか。

○10番（中西満寿美君） はい、まあ言うてくれたらええけど。

○議長（鈴木基次君） 防災企画課長。

○防災企画課長（阪本浩平君） 中西議員のご意見を参考にさせていただきます、できるだけ頑張らせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木基次君） もう関連はいいですか。

そしたら、ほかにあれば。田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 新しい新年度の予算のところで聞こうと思ったんやけど、探してみるけどないんで、ここに補正が出てるんで言います。

それはふるさと納税の件です。これはふるさと納税、寄附金のところで一般寄附金で1,651千円、これ今年のふるさと納税だけがこれだけの金額であるかということをやっとだけお教え願いたいということと、それと、昨年度の議会の中でちょっと話させてもらったと思うんです。ふるさと納税というのは、僕はあんまり好きな納税の仕方とは思っていません。でも、日本の国がこういう納税のシステムをつくったんや。それで世の中の動き見てたら、ふるさと納税集めた者勝ちやというような、そういう機運がもうここ2年ぐらいで急に高くなってきました。それで、町長に話させてもらったときに、ふるさと納税というものをしていただく努力をしようではないかと。町長、そういう前向きな方向でしますという話、答弁いただきました。それで、年明けて27年度、実際問題、あのときに約束してくださった、どういう方法でふるさと納税を集めようという、どういう努力をして、どういう考え方しておられるのか、そこの2点、お伺いします。

○議長（鈴木基次君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 1点目のこの補正に上がってきました290千円についてでございます。

今回補正上げさせていただいた金額については、実績に基づいて、平成26年度中の実績ということで、内訳として4件ございます。多い方で200千円、少ない方ですと10千円というふうな形で4件の方がふるさと納税いただきましたので、今回予算化させていただいたものでございます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 田淵議員にお答えいたします。

以前の定例会で、ふるさとの納税のあり方ということで私自身もご答弁させていただきました。その中で、2つの方法があるのではなかろうか、そしてふるさと納税ということで地域の産品をPRするのも一つではなかろうかなというような形でご答弁させていただいたということもございました。現時点で言えば、この方向でということは決定はしていないというのが現実でございます。

ただ、私自身、以前と同様でございますが、ふるさと納税のまず第一義の原点、あり方としたら、遠く離れた自分の地域、自分のふるさとを何とかして自分もフォローしたい、協力したいということでできたのがふるさと納税の私、原点だと思います。それが何か少

し変わった方向の中で商品合戦的なところもあるかと思うんですけれども、これなんかは、ごめんなさい、ちょっとまあ答弁になるか、なっていないかと思うんですけれども、そういった形が本当のふるさと納税でいえばいいかといえば首をかしげるんですけれども、地場製品のPR、またアピールって販売等々も含めた中でいえば、大きな販路の拡大ということもなろうかと思えます。だから、その辺につきまして、まだこれという明確な方向づけはしていないんですけれども、2つの方法を今勘案、模索しているというようなところをごさいます、前回のときも私自身答弁させていただきましたが、なかなか200千円の例えば寄附で100千円の商品等々というような形はしてごさいます。ただ、現時点でしているのは、そういった形でご寄附、ふるさと納税してくださったお方に対しましてお礼状、そして少し心ばかりの地場産品、そして改めまして私のほうからお電話をさせていだいておる、これが現実でごさいます、これに関しましてはもうしばらくお時間をいただきなど、このように思います。

○議長（鈴木基次君） はい、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 町長、私も町長が言うたように、本当のふるさと納税の趣旨というんは、自分が育ったふるさとへ、大人になれてこうして一人前に働かれる理由というんはふるさとがあったからやということで、そのふるさとに感謝する意味でのふるさと納税が本来の趣旨であるということは私も思う。しかし、この先行してるとこというんはそういう形になってない。だから、これはしようもない税制やなという思いはあるんです。それはもう町長と全く同じ意見なんです。

ただ、再質問させてもらうという中で、10億からのお金を集めるような町も出てきて、担当者が2人かかってもうふるさと納税を全国へ世話する担当者をもって、そんな町まで出てきて、10億からのお金を集めるという。こうなる可能性というのは当初から指摘されていた話で、それが今、急になってきたんです。多分、これ乗り遅れたら乗り遅れてしまうと思うんです、過去の理想ばかりしがみついたら。気持ちはわかるんですよ。でも、ふるさとの産業振興の一助にもなると思えますし、場所によたら自分とこない町のものを買ってその町と契約して買って送るというようなこともあるやに伺っておりますし、ぜひともこのこと取り組むという、ただ礼状だけ差し上げてありがとうございますと言う、謙虚に。それはいかんというんじゃないんです。その趣旨はよくわかります。でも、そこから一步踏み出して、県下でも幾つもやってる町あるでしょう。そういうような努力をするという一つ確約を以前にいただいたつもりなんですけど、いま一度、この27年度中に取り組みますという確約をひとついただきたいと思えます。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 田淵議員にお答えいたします。

前向きに取り組んでいきたいなと思えます。というのが、高野町でしたか、自分とこの地域になかなか産品がないということでごさいます、とある会社を介しまして何か商品というような形でやって、随分とそのふるさと納税が増えたというような形も情報として

入っていますので、前向きに進めていきたいなど、このように思います。

○議長（鈴木基次君） はい、龍神議員。

○5番（龍神初美君） 5番、龍神です。

今度はちょっと違うお話にします。歳出のほうの衛生費のほうのし尿処理費なんですけれども、そこに合併処理浄化槽設置補助で6,108千円の減額となっております。当初の予算では7,632千円となっていたと思うんですけれども、その7,632千円は大体何基分設置する予定でその金額をとって、実績が多分1,524千円、引いたらそれぐらいになるんですけれども、今年度は実績はどれぐらいの実績だったんか、ちょっとお教え願いたいと思います。

○議長（鈴木基次君） 上下水道課長。

○上下水道課長（西浜一馬君） 龍神議員にお答えいたします。

当初、10基を計画いたしまして、5月の広報で募集をいたしました。申し込みは4件ございましたが、途中で2件事情があつて取りやめということで、2基という実績でございます。

この合併浄化槽の事業は、平成22年でしたか、そこから補助率が上がりまして、1年目は少なかった、2年目が12基ということで、合わせて全部で37基、5年間で計画的に進めてございました。計画では45基の計画でございまして、また27年度は新たに計画するわけなんですけれども、実績としてはなかなか、広報だけじゃなくて個々に当たれるところは合併浄化槽を勧めているわけなんですけれども、いろいろの事情がございまして伸びないということでございます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 今年は何基分。

○上下水道課長（西浜一馬君） 今年は4基から2基が取りやめになりましたんで。

○議長（鈴木基次君） 最初予算取ってたのは何基分の予算。

○上下水道課長（西浜一馬君） 予算は10基です。予算が10基で、4基の申し込みがあつて、実績は2基です。

○議長（鈴木基次君） はい、龍神議員。

○5番（龍神初美君） 関連。関連というか、5年で大体45基の予定だとおっしゃっていただきました。25年度の決算では4,870千円決算されております。来年はまた27年の予算では3,856千円となっておりますが、一応45基のうち、今のところ実績として何基ぐらいできているのでしょうか。

○議長（鈴木基次君） 37やて言うたな。

○5番（龍神初美君） 35基ですか。すみません。

○議長（鈴木基次君） 37です。

○5番（龍神初美君） 37。はい、わかりました。

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、議案第13号 平成26年度美浜町一般会計補正予算（第7号）については原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

再開は午後1時30分とします。

午前十一時三十五分休憩

———・———

午後一時三〇分再開

○議長（鈴木基次君） 再開します。

日程第5 議案第14号 平成26年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（上田収司君） 議案第14号 平成26年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について細部説明を申し上げます。

今回お願いいたします補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ29,030千円の追加をお願いして、補正後の歳入歳出予算の総額を11億1,352千円とさせていたたくものでございます。

まず、歳入からご説明申し上げます。

主に、国、社会保険診療報酬支払基金などからの交付金等の実績に基づく調整と、平成25年度からの繰越金を計上するものでございます。

5ページ、国庫負担金、療養給付費等負担金は28,000千円の追加、これは一般被保険者の給付の伸びによるもの。

国庫補助金、財政調整交付金は1,534千円の追加でございます。

療養給付費等交付金は12,000千円の減額で、退職被保険者の給付減の見込みによるものでございます。

6ページ、繰入金、一般会計繰入金970千円の減額は、実績によるものでございます。繰越金として、前年度繰越金から12,466千円の追加でございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

7ページ、総務費の一般管理費は、需用費の印刷費の減額350千円、役務費では郵券料など100千円の追加、合計して250千円の減額でございます。

賦課徴収費は、印刷費300千円の減額でございます。

保険給付費につきましては、一般被保険者医療給付費で予算の不足が見込まれますので、42,000千円の追加、一方、退職被保険者等療養給付費では10,000千円の減額でございます。

8ページ、高額療養費については、退職被保険者等高額療養費で2,000千円の減額、出産育児諸費では、出産育児一時金で420千円の減額でございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、議案第14号 平成26年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第15号 平成26年度美浜町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（上田収司君） 議案第15号 平成26年度美浜町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について細部説明を申し上げます。

今回補正をお願いいたしますのは、繰越明許費と債務負担行為の変更でございます。

第1表は、繰越明許費9,000千円の繰り越しをお願いするものでございます。和田地区農業集落排水施設事業の不明水対策工事でございます。3月4日に入札を実施してございます。工事期間、平成27年3月31日を平成27年6月30日の約3カ月間の延長をお願いするものでございます。繰り越しをお願いいたします工事金額につきましては、工事請負から前払金及び出来高払い分を差し引いた9,000千円でございます。

第2表については債務負担行為の変更でございます。平成27年度以降の債務負担行為について、金額の減額がありましたので、期間についてはそのまま、限度額について変更するものでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、議案第15号 平成26年度美浜町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）については原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第16号 平成26年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（上田収司君） 議案第16号 平成26年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について細部説明を申し上げます。

今回補正をお願いいたしますのは、繰越明許費78,000千円の繰り越しをお願いするものでございます。うち工事請負費74,630千円は田井畑地区及び本の脇地区の管渠工事で、補償補填及び賠償金の3,370千円は、公共下水道工事に伴う水道管移設補償費で、全額を平成27年度に繰り越しするものでございます。

平成26年度発注の管渠築造工事の繰り越しにつきましては、田井畑地区第8工区でございます。昨年11月26日に入札を実施いたしてございます。工事期間、平成27年3月31日を平成27年7月31日の約4カ月間の延長をお願いするものでございます。

工事金額につきましては、工事請負金額46,667千円のうち、前払金及び出来高払い分21,402千円を差し引いた25,265千円、水道移設補償費として3,370千円でございます。

また、未契約の繰り越しといたしまして49,365千円ございまして、本の脇地区の生活道路等に係る日常生活の利便性を考慮し、実施箇所等を調整しながら速やかに発注したいと考えてございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、議案第16号 平成26年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）については原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第17号 平成26年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（上田収司君） 議案第17号 平成26年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第4号）について細部説明を申し上げます。

今回お願いいたします補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,000千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を8億23,023千円とさせていただくものでございます。

3ページ、第2表、地方債につきましては、当初予算で計上していましたが県の財政安定化基金からの6,900千円の借入れの必要がない見込みとなりましたので、地方債の廃止をするものでございます。

では、歳入からご説明申し上げます。

6ページ、第1号被保険者保険料3,917千円の追加、国庫負担金の介護給付費負担金は2,267千円の追加でございます。

7ページの国庫補助金の調整交付金、支払基金交付金は、それぞれ450千円、244千円の減額でございます。

県負担金、介護給付費負担金は784千円の追加、一般会計繰入金は250千円の追加でございます。

8ページの繰越金は実績分を全額予算化するもので、これらの財源調整により、次の町債の借入れ6,900千円を全額減額するものでございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

9ページ、保険給付費、居宅介護サービス給付費は、給付見込み額の増加により1,000千円の追加、介護予防サービス給付費も同じく1,000千円の追加でございます。

また、保険料などの収入の増により、介護給付費準備基金へ4,000千円の積み立てを計上するものでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、議案第17号 平成26年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第4号）については原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第18号 平成26年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（上田収司君） 議案第18号 平成26年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について細部説明を申し上げます。

今回お願いいたします補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,671千円を追加して、補正後の歳入歳出予算の総額を2億3,363千円とさせていただくものでございます。

まず、歳入からご説明申し上げます。

5ページ、保険料、後期高齢者医療保険料の現年度分特別徴収保険料は、476千円の減額でございます。広域連合からの決定額の減額があったためでございます。滞納繰越分についても210千円の減額でございます。

分担金及び負担金、負担金は、人間ドッグ健診負担金324千円の減額でございます。

繰入金は649千円の減額で、事務費繰入が235千円の減、保険基盤安定繰入分が414千円の減でございます。

諸収入、雑入は、広域連合に派遣した職員の人件費分として7千円、平成25年度の療養給付費負担金返還金として4,323千円、合わせて4,330千円の追加でございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

7ページ、総務費、一般管理費は、職員手当等の追加と、その他は実績による減額で、広域連合への納付金も1,100千円の減額となり、一般管理費合計で1,652千円の減額でございます。

諸支出金、他会計繰出金は、平成25年度に広域連合に納付した納付金のうち療養給付費分4,323千円が返還されますので、一般会計へ繰り出しして返すものでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、議案第18号 平成26年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）については原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第19号 平成27年度美浜町一般会計予算についてを議題とします。

なお、一般会計予算の細部説明及び質疑につきましては、ページ範囲を指定して行いたいと思います。よろしく願います。

まず、「第1表 歳入歳出予算」「第2表 地方債」、歳入歳出予算事項別明細書及び歳入第1款町税から第12款使用料及び手数料について細部説明を求めます。

予算書の1ページから20ページまでです。副町長。

○副町長（上田収司君） 議案第19号 平成27年度美浜町一般会計予算について細部説明を申し上げます。

まず最初にお断りでございますが、本年度の当初予算編成につきましては、各課からの予算要求提出の後に町長選挙があったことから、政策的な経費を予算に入れられない、いわゆる骨格予算となつてございます。大きな工事など政策的な経費は6月議会での補正予算で追加させていただくこととなります。とはいえ、既に前年度から着手している事業や日程的に4月早々から取りかかればならない、間に合わない、そういう事業につきましては一部は当初予算に計上したのもございますので、その点をご了承いただきたくお願い申し上げます。

また、昨年度、本会議においてご指摘のありましたこれまでの歳入の雑入で計上していた項目のうち、学校給食費、こども園給食費など幾つかの項目を負担金へ振りかえし、雑入に入るものを極力減らしてまいりました。その影響による増減があることをご了承いただきたくお願い申し上げます。

さらに、共同クラウドシステムによる新しい財務会計システムの導入によりまして、新年度からは予算書の様式が縦方向に長い様式に変わっておりますので、ご留意いただきたいと思ひます。

平成27年度歳入歳出予算の総額はそれぞれ32億81,824千円で、前年度の当初予算と比較いたしましたら1億14,974千円の減額、率にいたしまして3.38%の減少でございます。

5ページには地方債の明細表を添付してございますので、ご覧いただきたくお願い申し上げます。

では、歳入のほうから申し上げます。

9ページから20ページまでの歳入、町税から使用料及び手数料についてご説明申し上げます。

9ページの町税、町民税につきましては、個人分が2億80,500千円、対前年度比では1,000千円の増額でございます。現年度分は前年と同額でございますが、滞納繰越分で1,000千円の増額を見込んでございます。法人分につきましては、12,001千円、現年課税分の法人均等割は対前年度比500千円の増額を見込んでございます。

町民税の合計は2億92,501千円で、対前年度比1,500千円の増額、0.52%の増加でございます。

固定資産税は2億54,100千円で、対前年度比では5,000千円の減額でございます。国有資産等所在市町村交付金及び納付金は2,409千円を計上してございます。固定資産税の合計は2億56,509千円で、対前年度比で5,136千円の減額、1.96%の減少でございます。

軽自動車税は18,700千円で、滞納繰越分の増額により、前年度より50千円増額でございます。

たばこ税は20,000千円、対前年度比では2,000千円の増額、11.1%の増加で、前年度実績を勘案してございます。

町税の合計は5億87,710千円で、対前年度比では1,587千円の減額、率にして0.27%の減額で、予算全体に占める割合は17.91%でございます。

11ページ、地方譲与税、地方揮発油譲与税は5,000千円で、前年度と同額でございます。

自動車重量譲与税は12,000千円で、前年度比で1,000千円の減額でございます。

地方譲与税の合計は17,000千円で、対前年度比では1,000千円の減額でございます。歳入予算全体に占める割合は0.52%でございます。

利子割交付金は3,000千円で、前年度と同額でございます。県税見込み額を勘案の上、計上したものでございます。利子割交付金の歳入予算全体に占める割合は0.09%でございます。

13ページ、配当割交付金は5,000千円で、前年度と同額でございます。これも県税見込み額を勘案の上、計上したものでございます。歳入予算全体に占める割合は0.15%でございます。

株式等譲渡所得割交付金は1,000千円で、対前年度比500千円の増額で、歳入予算全体に占める割合は0.03%でございます。

地方消費税交付金は79,000千円で、対前年度比では21,000千円の増額、36.21%の増加でございます。これは昨年4月1日から消費税が8%に引き上げられたのが主な要因でございます。歳入予算全体に占める割合は2.41%でございます。

自動車取得税交付金3,000千円は、対前年度比では1,000千円の増額で、県税

見込み額の増加を勘案して計上したものでございます。自動車取得税交付金の歳入予算全体に占める割合は0.09%でございます。

地方特例交付金は2,000千円で、前年度と同額で、前年度の実績及び地方財政計画により積算したものでございます。地方特例交付金の歳入予算全体に占める割合は0.06%でございます。

15ページ、地方交付税は14億648千円で、対前年度比6,516千円の増額、率にして0.47%の増加でございます。地方財政計画を勘案し、計上してございます。地方交付税の歳入予算全体に占める割合は42.68%でございます。

交通安全対策特別交付金は600千円で、前年度と同額を計上してございます。交通安全対策特別交付金の歳入予算全体に占める割合は0.02%でございます。

分担金及び負担金、負担金、民生費負担金は19,135千円で、対前年度比では7,316千円の増額でございます。老人福祉費負担金は措置する人数の減による減額となっておりますが、一方、広域入所や認可保育所等の負担金は対象者の増により増額となっております。また、昨年度予算で雑入で計上していました放課後児童健全育成事業をこちらへ振り替えしてございます。また、これも昨年議会でご指摘があったものとして、滞納繰越分を受け入れする項目を新設してございます。

17ページにかけたの教育費負担金は、こども園費負担金は、新たにこども園給食費を含め22,663千円で、対前年度比では1,557千円の増額、そして今回新たに学校給食費34,011千円を雑入から振り替えし、新たに滞納繰越分を受け入れする項目を新設してございます。

分担金及び負担金の土木費分担金は廃目でございます。

分担金及び負担金の合計は76,419千円で、対前年度で43,244千円の増額、歳入予算全体に占める割合は2.33%でございます。

使用料及び手数料、使用料、衛生使用料は4,584千円で、斎場や墓地の使用料でございます。

土木使用料は12,636千円で、公営住宅使用料を計上してございます。

教育使用料は1,948千円でございます。これは、公民館などの公共施設や、ひまわりこども園のバスの使用料等を計上してございます。

19ページの商工使用料は1,225千円で、キャンプ場等の使用料でございます。

使用料の合計は20,393千円で、対前年度比では264千円の増額でございます。

使用料及び手数料の手数料では、総務手数料3,115千円で、対前年度では118千円の減額でございます。

衛生手数料は20,085千円で、清掃手数料や畜犬登録等手数料でございます。

農林水産業手数料は3千円でございます。

手数料の合計は23,203千円で、対前年度比では148千円の減額でございます。

使用料及び手数料の合計は43,596千円で、対前年度比では116千円の増額、歳

入予算全体に占める割合は1.33%でございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。中西議員。

○10番（中西満寿美君） 10番、中西です。

地方消費税の交付金が、8%になったということで前年度よりも36.21%増加しているということですが、今度払う分も増えるかと思うんですけども、その差はわかりませんか。いろんな工事したら皆消費税ついてきて払わんなので、そんなんちょっと素人で考えたんですけども。

○議長（鈴木基次君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） ただいまのご質問、地方消費税が入ってくる分は確かに増えるけれども、払うほうの消費税も増えるんじゃないかというご質問だったかと思います。

今回、予算書の参考資料として、別紙という形で経常収支の表というのが一緒にあるかと思うんです。経常収支の中で、歳出のほうを人件費であるとか物件費であるとか扶助費、補助費というふうなこういう性質別に分類をしているわけでございますけれども、本当にざっくりの計算ですけれども、このうちで消費税がかかってくる分ということになると、物件費と、それと普通建設事業費ということになるのかなと思います。この表で物件費と普通建設事業費を合計しますと、今回の予算の中では約9億10,000千円というふうな数字が出ますので、これに5%から8%にふえた3%分という部分の計算をしますと、本当にざっくりの計算ですけれども、27,000千円ぐらいというふうな金額が出てくるのかなと思います。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 田淵議員。

○9番（田淵勝平君） ちょっと聞き漏らしてるんかわからへんねんけど、保育料の運営費で、こども園の給食費とかって、ここら辺のやつは、学校給食費がここへ上がってきたというのはよくわかります。

ただ、ちょっとそこのところで聞きたいんですけども、臨時収集清掃手数料というのは、これは今までなかった項目ですよ。ここら辺の臨時収集清掃手数料とか、事業系ごみ手数料、ここら辺のやつは今までどこまで入ってたか。それから、動物の死骸云々というような、この項目って全く新しい項目やで、ここら辺ちょっと説明していただきたいなと思うことと、ささいなことなんでもうついでにつけ加えさせてもらいます。

若もの広場の使用手数料というのが、今年、今度倍になっていますよね。310千円にところが、その多目的広場の使用料が100千円から1千円まで下がっていると。ここら辺は何かあるんでしょうか。それから中学校の使用料が350千円ほどあったのが180千円まで減っていると。この減りようが今までずっと続いていたのがぐんと移動しているんで、そこら辺をちょっと説明していただきたいと思います。

○議長（鈴木基次君） 住民課長。

○住民課長（藪内美和子君） 田渕議員にお答えいたします。

清掃手数料は、ごみ販売手数料でございます。ごみ袋の販売していただいた1枚につき5円ということで、これも前年度からも入っております。

それと、臨時収集清掃手数料につきましては、和歌山病院、それと財文、個人に臨時で収集がありましたら、それも手数料としていただいている分で、これもずっと入っておる手数料でございます。

事業系につきましては、養護老人ホーム、特養老人ホームのことでございます。

それと、一般廃棄物処理業許可更新申請手数料と浄化槽清掃業許可更新申請手数料につきましては、廃棄物処理及び清掃に関する法律により、2年に一度許可を出しております。

それと、動物死骸処理手数料につきましては、平成26年度で手数料の条例改正をさせていただいて、1件につき千円いただいておりますので、今回もその手数料を上げさせていただいております。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 中央公民館長。

○中央公民館長（塩崎清則君） お答えします。

若もの広場、吉原公園等の使用料ですけれども、これは26年度の実績に基づいて算出しております。今までの実績に基づいてやっております。それでよろしいでしょうか。

○議長（鈴木基次君） 産業建設課長。

○産業建設課長（松下太一君） 田渕議員にお答えいたします。

この多目的広場でございますけれども、予算どりで、これ使用料が基本的にはもうゼロ円と、無料ということになってございます。それで、予算どりといたしましては千円ということで入れさせていただいているものでございます。

○議長（鈴木基次君） 田渕議員。

○9番（田渕勝平君） 若もの広場の使用料って昨年度155千円、その前の年で150千円、ずっとこれ150千円が続くんですけれども、その前というのは60千円とか120千円とか、それが今年310千円というような倍になっているので、実績に基づいてということにしたらちょっと理解しかねるんですけれども、いかがですか。

○議長（鈴木基次君） 中央公民館長。

○中央公民館長（塩崎清則君） お答えします。

26年度ですけれども、12月までの費用徴収の分で、第1若もの広場で約170千円あります。第2若もの広場で21千円あります。まだ3カ月分ありますので、トータルして310千円ということで計上しています。

○議長（鈴木基次君） 質問の前に、でき得ればページ数を先に、どこの何ページに掲載されているかを言ってもらいたいと思います。

ほかにありませんか。高野議員。

○7番（高野正君） 7番、高野です。

またちょっと余計なことを言うようやけれども、とりあえず使用料及び手数料で滞納繰越分がありますね。多分、滞納にしてもいろんな滞納があつて、恐らく取れるやろうという滞納と、恐らく無理かなというような滞納もあると思うんです。例えば、墓地管理料滞納繰越分10千円、こういったことでは、その方が実際美浜町に住んでおられて、督促して取れるものなのか、また恐らく無理であろうものなのかということと、同時に、公営住宅使用料滞納繰越分で、言うたらこの方が今住んでいたら取れるよとか、だけど引っ越しでしまつて行方不明になつてしまつて、本当は取れないけれども予算として上げてきたんですよというようなこと等、その中身についてちょっともう少し詳しくご説明をいただきたいと思うんですが、よろしくをお願いします。

○議長（鈴木基次君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 私のほうからは、公営住宅の滞納繰越分についてご説明します。

ここに上がっている金額の大部分は、あるお一人の方の分でございます。おひとり暮らしで、十分お仕事はされているんですが、なかなか年によって所得の変動が大きいというような方でして、特にこの26年度がそれ以前に増して家賃が高くなったというふうな事情の方でございます。なかなか、ほぼ1年近くの方が入っていないというふうな状況で、古いやつから順番に払ってくださいよということで徴収に努めているところでございます。以上です。

○議長（鈴木基次君） 住民課長。

○住民課長（藪内美和子君） 高野議員にお答えいたします。

この墓地管理料の滞納繰越分10千円については、もう必ず集金できるだろうという金額で上げております。前回は滞納繰越分はあるんですけども、職員も何度も行ったり、納付書を何度も送ったりして93千円収納しておりますので、この10千円については必ずこちらで収納できる分を上げております。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 高野議員。

○7番（高野正君） 7番、高野です。

総務政策課長、これね、金額的に言うて1年どころやないですわね。それでもこれ取れるんかい。取れるんかいというか、取ってもらわなあかんねけどよ、諸般の事情があつたら、例えば、そこに住んでおられたら家賃が高いので、こっちの安い家賃の公営住宅が空いてますから移ってくれませんかとか、やっぱりいろんな手立てを考えていきながらでないと、今まで通りずっとやっておりますと、恐らく請求するから取れるでしょうけれども、恐らく払いたくても払えなくなるということがありますので、もらうものはもらえるときにもらつこうという意味においては、今のままのその家賃では到底払い切れるものではないと踏んだときに、やっぱりもう少し安い町営住宅もあいてますんで移っていただくとか、いろんな手立てを考えながら徴収しに行かないよということがありますので、その辺

どうお考えですか。

○議長（鈴木基次君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） この方につきましては1年分でございます。たまたま前々年度の所得がかなりあったということで、家賃が60千何がしというふうな、この年はそういう設定になった方でございます。

新年度については、今、係が計算したところによると、また家賃は少し下がるというふうなことらしいんですけども、この一番高くなった年度の分がなかなか、どうしても2年前の所得で計算になりますので、この家賃を払う年には所得がそれほどないというふうな状況で、なかなか払ってもらえていないというふうな現状でございます。

○議長（鈴木基次君） 高野議員。

○7番（高野正君） 7番。

だから、我々所得税を払うときも一緒に、前年度分で、今年に入って前年度分の所得税を払わなあかんねんけれども、今年所得が減っているんで、すみませんがちょっとまけてとは言われへんし、待ってくださいということにもなるかもわかりません。

だから、そういうさっき言うた高い家賃の住宅でなくても、安い家賃の住宅が空いてますよとか、そのままで払ってもらえるなら住んでいただいて結構ですけども、そんなようなお話はしていただきましたかということをごらんと聞いてんけれども、それにはお答えにならなかったんで。

ただ、そういうトータルで考えたら、そこにどうしてもと言うんでしたら、やっぱりある程度、ちょっと今の家賃が50千円になったけれども、前の前年分の家賃とともに55千円いただいてちょっとずつ返していただくとか、そんな方法もとっていただいていますかということをお尋ねします。

○議長（鈴木基次君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 私はこの方に直接まだお話したことはないんですけども、係のほうでは年間の支払い計画みたいなものをつくりまして、現年分と合わせて、滞納になっている分もこれぐらいの計画でいついつまでに払ってほしいというふうなお話はさせていただいています。

最初は何回かそれで入れていただいたんですけども、ちょっとその後滞っているというふうな状況でございまして、また年度末も近づいてございますので、再度その辺の納付についてはまたお話をさせていただきたいと思っております。

○議長（鈴木基次君） 田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 住民課長に先ほどのお尋ねですけども、ページ言わないかんらしいんで、20ページだそうです。

この清掃手数料ですけども、去年までは清掃手数料に臨時収集、事業系含むと括弧書きで書いていたでしょう。これが外れているんですね。外れて、先ほど私が指摘した臨時収集清掃手数料、事業系ごみ云々というような分けた項目が新たに出てきたんですね。

それで、先ほど課長が今までの実績に基づいていますと言うけれども、今までは少なくとも臨時収集清掃手数料という項目はなかったんですよ、この説明はね。今年新たに出てきた。よう考えてみたら、ここの清掃手数料の中に括弧して臨時収集及び事業系を含むという項目でこの中に入れてきたのを小分けしたと。これは結局、ほなどういうことで小分けをわざわざされたんですか。そこら辺ちょっと説明をお願いできますか。

○議長（鈴木基次君） 住民課長。

○住民課長（藪内美和子君） 田淵議員にお答えいたします。

まず、臨時収集と事業系ごみの手数料の手数料が違っております。それで分けさせていただいたということです。事業系につきましては11,340円で12カ月。それに消費税等を足していただいています。

それで、臨時収集につきましては13,600円に18回行かせていただいて12カ月という形で、和歌山病院の場合は18回なんですけれども、財文水産につきましては、その金額と回数が違ってくる。個人さんも金額は同じですが、何回か違ってくるという形で金額で違っておりますので分けさせていただいております。

○議長（鈴木基次君） 次に、第13款国庫支出金から第20款町債について細部説明を求めます。

予算書の21ページから34ページまでです。副町長。

○副町長（上田収司君） 次に、21ページから34ページまでの歳入（国庫支出金から町債まで）ということで、そのことにつきましてご説明申し上げます。

21ページの国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金は、1億67,492千円でございます。内訳として、障害者自立支援給付費等負担金等の社会福祉費負担金で74,231千円、児童手当等の児童福祉費負担金で93,261千円でございます。前年度と比較して868千円の減額でございます。

総務費国庫負担金22,365千円は地籍調査費負担金で、対前年度比は8,680千円の増額、63.43%の増加でございます。本年度は旧三尾小学校周辺一帯の調査を予定しており、昨年度と比較して調査面積が倍増することから増加となったものでございます。

国庫負担金の合計は1億89,857千円、対前年度比は7,812千円の増額でございます。

24ページにかけての国庫補助金につきましては、農林水産業費国庫補助金は1億26,017千円でございます。農業委員会交付金と美浜町内2漁協の漁業振興に係る防衛施設周辺整備助成補助金によるものでございます。

土木費国庫補助金は4,937千円で、当初予算には住宅耐震化促進事業のみの計上でございます。

教育費国庫補助金は、31千円でございます。

民生費国庫補助金15,635千円は、地域生活支援事業費補助金4,967千円のほ

か、児童福祉費補助金5,474千円、さらに、昨年度に引き続き規模を縮小して継続して実施することとなった子育て世帯臨時特例給付金給付事業に対する補助金5,194千円でございます。

また、23ページから、同様に、総務費国庫補助金40,621千円につきましては、本年度も引き続き実施されることとなりました臨時福祉給付金給付事業に20,633千円でございます。

電算関係では、基幹系共同クラウドシステム使用料に対して本年度もマイナンバー関連の補助金が活用できる見込みとなりましたので、17,281千円を計上してございます。

また、本年度、社会保障・税番号制度導入に伴い、全ての住民の方に個人番号を記載したカードを配布いたしますので、その補助金として2,707千円を新規計上してございます。

衛生費国庫補助金737千円は、清掃費補助金で、浄化槽設置整備事業費補助金は設置希望数の減により、昨年度より581千円の減額となっております。

疾病予防対策事業費補助金は157千円の計上でございます。

国庫補助金の合計は1億87,978千円、対前年度では23,884千円の減額でございます。

23ページ、国庫委託金につきましては、総務費国庫委託金で158千円、民生費国庫委託金2,087千円は国民年金事務費委託金等でございます。

国庫委託金の合計は、2,245千円でございます。

国庫支出金の合計は3億80,080千円、対前年度比は17,366千円の減額、歳入予算全体に占める割合は11.58%でございます。

次に、県支出金について申し上げます。

25ページ、県負担金につきましては、民生費県負担金1億11,379千円で、前年度と比較して6,022千円の増額でございます。国民健康保険保険基盤安定負担金が大きく増加したのが主な原因でございます。

社会福祉費負担金では、国民健康保険保険基盤安定負担金27,162千円、後期高齢者医療保険基盤安定負担金20,030千円、障害者自立支援給付費等負担金33,003千円など、児童福祉費県負担金では、児童手当等に係る負担金27,366千円でございます。

総務費県負担金は11,182千円で、地籍調査事業の事業面積の増加が増額の要因でございます。

県負担金の合計は1億22,561千円、対前年度比は10,362千円の増額でございます。

県補助金につきましては、総務費県補助金で300千円、民生費県補助金は44,108千円でございます。民生費県補助金は、主に医療、介護をはじめとする社会福祉及び児童福祉に関する補助金でございます。

衛生費県補助金は2,395千円で、各種検診に係る保健衛生費補助金1,815千円、合併浄化槽設置に係る県補助金580千円でございます。保健衛生費補助金のうち、和歌山県健康推進員活動助成事業等補助金20千円、和歌山県胃がん予防対策ピロリ菌検査事業補助金12千円は新規の補助金でございます。

27ページの農林水産業費県補助金は45,545千円で、農業費、林業費、水産業費の県補助金でございます。継続して実施する事業や、4月から準備にかかる必要のある松くい虫防除事業などは当初予算に計上してございます。

農業費補助金は1,536千円、林業費補助金は16,262千円、この内訳は森林病害虫等防除事業2,323千円、松くい虫防除事業13,939千円、水産業費補助金では防衛施設周辺整備事業による日高港西川地区漁船係留施設整備に関する県単独港湾施設整備補助金26,847千円、河川流出物等回収事業補助金900千円でございます。

農林水産業費県補助金の合計は45,545千円でございます。

土木費県補助金は2,539千円で、住宅耐震化促進事業のみ当初予算計上してございます。

教育費県補助金は1,119千円で、社会教育費補助金で282千円、小・中学校補助金は本年度新たに紀の国緑育推進事業に取り組むための補助、保健体育総務費補助金は本年度紀の国和歌山国体が開催されるに当たり、国体会場地市町村運営交付金111千円が新たに交付されることになってございます。

移譲事務市町村交付金は、209千円でございます。

消防費県補助金1,728千円は、再生可能エネルギー等導入推進補助金でございます。

県補助金の合計は97,943千円、対前年度比は26,565千円の減額でございます。

29ページ、県委託金につきましては総額17,426千円で、昨年度当初と比較して、県知事選挙委託金の減額はあるものの、一方で、今年度は10月に国勢調査を実施する委託金として3,706千円の計上がございます。

県支出金の合計は2億37,930千円で、対前年度比は17,347千円の減額、歳入予算全体に占める割合は7.25%でございます。

財産収入、財産運用収入については、各種基金の利子及び配当金で3,704千円、財産貸付収入は495千円、財産運用収入の合計は4,199千円でございます。対前年度比は37千円の減額、歳入予算全体に占める割合は0.13%となっております。

29ページの下段、繰入金、基金繰入金は、財政調整基金繰入金が1億80,000千円、ふるさと基金繰入金は17,724千円、高齢者福祉基金繰入金が10,000千円、減債基金繰入金は1,008千円、水と土保全基金繰入金は23千円でございます。本年度は骨格予算であるにもかかわらず、財政調整基金からの繰り入れが1億80,000千円必要という状況にあり、財政状況の硬直化が顕著となっております。

繰入金の合計は2億8,755千円で、対前年度比は82,300千円の減額でございます。

ます。歳入予算全体に占める割合は6.36%でございます。

繰越金70,000千円は、前年度と同額を計上してございます。歳入予算全体に占める割合は2.13%でございます。

諸収入、延滞金加算金及び過料は500千円、預金利子は前年度と同額の100千円を計上してございます。

33ページの雑入につきましては、冒頭でも申し上げたとおり、昨年、本会議でもご指摘がありました学校給食費など、これまで雑入としていたものを負担金へ振り替えした関係から、本年度予算額は10,425千円で、前年度から42,113千円の大幅な減額となっております。

貸付金元利収入は2,962千円で、前年度と同額を計上してございます。

諸収入の合計は13,987千円、対前年度では42,113千円の減額でございます。歳入予算全体に占める割合は0.43%となっております。

町債につきましては、骨格予算である関係から、継続的な事業と臨時財政対策債のみの計上でございます。緊急防災・減災事業債30,900千円は、公民館濱ノ瀬分館屋上避難施設整備でございます。水産業債17,000千円は、防衛施設周辺整備事業への充当でございます。臨時財政対策債は1億円で、対前年度では10,000千円の減額でございます。

町債の合計は1億47,900千円、対前年度では25,600円の減額でございます。歳入予算全体に占める割合は4.51%となっております。

以上が歳入の状況でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） しばらく休憩します。

再開は14時45分とします。

午後二時三十四分休憩

—————・—————

午後二時四十五分再開

○議長（鈴木基次君） 再開します。

これから質疑を行います。中西議員。

○10番（中西満寿美君） 24ページのところで、臨時福祉給付金給付事業の補助金、これは来年度も規模を縮小して実施するというところでございましたが、具体的にはどういうことかということをお願いします。

幾つも言うてもいいですか。一つずつのほうがいいですか。

○議長（鈴木基次君） 大分ありますか。

○10番（中西満寿美君） もう一つ、その下のあたり2つ。

○議長（鈴木基次君） そしたら一緒にしてください。

○10番（中西満寿美君） いいですか。

個人番号のことについてもう少し、マイナンバーとかいわれるのがいつからなるのかと

か、どのくらいのものがそこへ載せられるのかというようなことがわかっておりましたらお願いします。

それから、26ページのところで、今回、国民健康保険保険基盤安定負担金というのが大きく伸びましたけれども、これはなぜかということをお願いします。

○議長（鈴木基次君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 臨時福祉給付金についてお答えいたします。

臨時福祉給付金は、平成26年度に、1人10千円ないし特定の年金を受給されている方についてはプラス5千円で15千円ということで、扶養に入られていない方で低所得の方ということに限定して交付を行った事業でありまして、当初、単年で終了する事業というふうな解釈をしていたわけですが、27年度も継続して実施されるということが決まりました。新年度、27年度については、10千円だったのを今度6千円、それと年金によるプラスアルファの追加はないということで、1人6千円の交付を行うというふう聞いております。

それで、事務費として8,600千円というのを計上しているんですけども、昨年、この事業をするために一応いろんなそういうシステムとか仕組みをつくったわけなんですけれども、今回、電算のほうのシステムも変わりましたので、また一からそれ用のシステムをつくらなければならないというふうな事情も発生してまして、それに対する事務費についても改めて補助申請をして、事務費分も補助としていただくというふうな予定にしております。

それと、その下にあります、3つ目の個人番号カードのほうはまた担当から説明あると思うんですけども、その1つ上の社会保障・税番号システム、これもマイナンバーにかかわる補助金でございまして、こちらは平成26年度中に6市町による共同クラウドシステムへ参加することによってマイナンバー制度に対応していこうということで進めているわけですが、平成27年度にもこの補助金を使えるという情報が入りましたので、先ほど補正予算でもあったんですけども、26年度の執行予算を少し減額して、改めて27年度に新規でその費用を計上することで、この補助金を何とか活用しようと、もらいにいこうというふうな、そういうことを考えております。

私からは以上です。

○議長（鈴木基次君） 住民課長。

○住民課長（藪内美和子君） 中西議員にお答えいたします。

マイナンバーにつきましては、個人一人一人に交付されるものであり、今年5月にこの仮ナンバーの準備、それで10月1日には皆様のお手元に届くようになっております。

中身につきましては、主にこの番号によって税情報が確認できたりという、そういうふう聞いております。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 税務課長。

○**税務課長（三原哲生君）** 中西議員にお答えします。

国民健康保険保険基盤安定負担金でございますけれども、これは昨年の法改正によりまして、低所得者の方の税を軽減するというところでございます。7割、5割、2割軽減という分があるんですけれども、その2割、5割の軽減の分を拡充するというところで、法改正でなっております。

それで、今年もまた今予定で国会のほうへ上がっております。3月31日付で法改正になると思うんですけれども、一応今、案は来てございます。ですので、今年もまた、この予算からもっと増えると思うんですけれども、これは去年の実績分を上げさせてもらっていますので、12月補正なりでまた増えてくると思います。

以上です。

○**議長（鈴木基次君）** 中西議員。

○**10番（中西満寿美君）** それでは、1番目のところですが、事務費がいっぱいかかるのに、そんなに6千円ぐらい配るって、えらい変な事業やなと思うんですけれども、これは国がすることやから仕方ありませんけれども、そういうことやということでしたが、もったいないなと思います。

それから、この10月1日に個人番号のカードが配られるということですが、前に住民基本台帳の番号をくれましたね。あれってどんな。また、何かもう高齢者がそんなものを失うことがあると思うんやけれども、失っても大丈夫なんでしょうか。やっぱりきちっと持っていかなあかんもの。そんないろいろくれたらかなわんねけれども、どうでしょう。

○**議長（鈴木基次君）** 住民課長。

○**住民課長（藪内美和子君）** 中西議員にお答えいたします。

前の番号は住基コードのナンバーといいまして、今何に使っているかといったら、主に年金請求とかそういうときに使っているものであって、転入、転出の場合はその番号を入れて転出証明なりするんですけれども、特に本人が何に使うということは余り今のところありません。

でも、この番号も並行に今のところ進むと聞いておりますが、それがどのようになっているのかは、まだちょっとはっきりした情報が入ってきておりません。

以上です。

○**議長（鈴木基次君）** 関連。はい、高野議員。

○**7番（高野正君）** 住基ネットも含めて、このマイナンバー制度なんやけれども、藪内さんに文句言うんちゃうやで。住基ネットでも番号あるのに、その都度、使おうと思ったらまた何百円か払うて、番号をまた確認してもうてということになるんですよ、私みたいな年寄り。

マイナンバー制度も同じように、同じ番号が当たるようにしてもらわないと、キャッシュカードでも一緒やと思うんやけれども、銀行カード、ATM、こっちは何番、こっちは

何番に変えたら、結局自分でもわからんようになる。自分の決めた番号でもわからんのに、役所からあんたはこの番号ですよと言われて、こんな覚えてられるわけないし、置いてもどこへ置いたかわからんようになるし、私のような年寄りですよ。非常に悪政やなど思っています。

だから、せめて番号をとるときに住民課の窓口でただにしてくれるとか、それならまだ話わかるんよ。結局、そやったら初めから、これお願いします言うて窓口でぴっとまた別に金を払うてって、そのナンバーがあるために余計な金を払わないかんことになるんです。その辺、住民課長におかれましてはどのようなお考えか、私が強く言うて、そんなもんだにしますよとか、なくしますよとか、本人希望の番号にしますよとか、そういう見解をひとついただきたいんですが、お願いします。

○議長（鈴木基次君） 住民課長。

○住民課長（藪内美和子君） 高野議員にお答えいたします。

ただにするよということはお答えできないんですけれども、以前、この住基カードが交付されたときに、この住基カードの中にいろんな個人情報を入れていこうという、そういう動きが出ておりました。

私たちも、このマイナンバーが出ると聞いたときに、何でこんな無駄なことをするのかなくて、自分たちも仕事がしにくくなるということで、もう不満もありました。けれども、やはり国の施策ですので、そういうことでやっていかないけないので、それでご理解いただきたいなと思います。

これを教えてくれよと窓口で言われましたら、窓口で、閲覧ということが禁止になっておりますので手数料をいただくという形になっております。それもご了承いただきたいと思えます。

○議長（鈴木基次君） 田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 歳出のほうをちょっと見たらいいんでしょうけれども、26ページの一番上に民生委員活動費というのがございますよね、1,474千円。これは前年度もその前もずっとこの金額で、県から民生委員の活動費というのはこれぐらいの金額で、実際、民生委員が活動しているのに幾らぐらい、歳出を細かく割っていたのをちょっと見かけたんですけれども、幾つにも分かれているんでちょっと理解しかねるので、ここで聞いておくべきかなと思うんですけれども。民生委員の活動費というのは少なくとも1,474千円、県から出ていると。実際、美浜町で民生委員の活動費というような格好で民生委員の方々に歳出の格好で出ている金額というのは、多分この金額より多いんじゃないかなという思いがあるんですけれども、そこら辺、この入りと出の差というのはどれくらいあるかということをちょっと認識しておきたいので、お教え願いたいと思えます。

いま一つ、同じページの県補助金の市町村消費者行政推進交付金300千円って、これ多分新しい予算やと思うんやけれども、この予算はどういう意味で交付金としてされていくのか、この2点についてお伺いします。

○議長（鈴木基次君） 住民課長。

○住民課長（藪内美和子君） 田淵議員にお答えいたします。

民生児童委員協議会の負担金補助につきましては、町から2,200千円歳出で出ております。県からは1,474千円歳入で受けておりますが、町負担として730千円出しております。現在、民生委員は主任児童委員含め22名の方に活動していただいております。

○議長（鈴木基次君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 市町村消費者行政推進交付金についてお答えいたします。

何年か前に消費者庁というのができて、その施策として、そういう悪徳商法、オレオレ詐欺とかそういうのにかからないようにするために、啓発費用というのを各県に対して交付しているわけです。県のほうでそういう交付金を受けた交付金事業というのを持っておりまして、それを少しでも美浜町が活用して何か事業をやってほしいよというふうな話がありました。

ふだんから総務のほうではそういう消費者相談、悪徳商法にかからないよというふうな啓発はもちろんやっているところなんですけれども、今年、特に県のほうからこの交付金を受けて、そういう何か啓発であるとか、ちょっとまだ具体的には詰めてはないんですけれども、例年以上のそういう啓発活動をしたいなと、そういうことでこの交付金を今年計上させていただいております。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 了解しました。ここでその民生委員の活動費の件なんですけれども、昨日から随分と問題になっております福祉関係の事業というのはどんどん膨らんでいくと。そういうことからしてみたら、この民生委員の責任というのも随分拡大されてきているように私は思うんです。

そこで、よくテレビなんかで児童云々とか、いじめがどういって民生委員の方は訪ねていったけどって、ああいうところで民生委員ってわずかな報酬もうて、あたかももう犯罪者と肩並べるぐらい、あの民生委員何もしてなかったんかよと言われるようなイメージの報道のされ方というのは、もう年の内に皆さんご存じのように何かがあると思うんです。

そういうことからしてみたら、確かに今、課長がおっしゃられるように730千円町から追い打っているということは、それはよく理解します。それをとやかく言うつもりはないんです。しかし、ここから先のことを考えたら、介護保険云々ということも含めたら、民生委員の、児童もそうなんですけれども、負担というのが増えてくる可能性があるんでね。ここら辺のことに對して、将来、民生委員のそのものを増やすのか、補助員というのを増やすのか、そこら辺、今のままでいけるよと課長の立場で考えているのか、やっぱりここら辺も見直す必要があるんやなかろうかと感じているのか、そこら辺の日ごろの考え

方というのか考えておられる点について、私が言う憂いはないのかということについてちょっとご答弁願えますか。

○議長（鈴木基次君） 住民課長。

○住民課長（藪内美和子君） 田淵議員にお答え致します。

大変難しい質問をしていただいているんですけども、私自身、日ごろ毎月、民生委員会議にも出席しております、本当に今現在、複雑多岐にわたる民生委員の業務、こういうことを見ていましたら、本当に今後受けてくれる人がいてるんやろうかという心配もしております。

高齢者が増えてきている中で、その高齢者の多い地区を1人で回っていただいているという大変なところもあります。本当に今後考えていけない問題かと思うんですけども、なかなか私1人ではどうすることもできず、また皆さんと相談してよい方向にイケたらと思っております。

以上です。

○議長（鈴木基次君） ありませんか、ほかに。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後三時〇二分散会

再開は24日午前9時です。